

泊発電所

火山影響評価のうち立地評価について (補足説明資料2)

令和5年8月22日
北海道電力株式会社

補足説明資料2の構成

- 補足説明資料2では、各章において、下表に示す検討等の結果を掲載している。

章タイトル	掲載内容
1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討	<ul style="list-style-type: none">○補足説明資料1に示す「地理的領域にある第四紀火山に関する各種調査-地質調査-」では、文献調査結果を踏まえた上で、敷地及び敷地近傍における火山噴出物の分布状況について、地質調査結果に基づく評価を実施している。○本章では、当該地質調査及び検討の詳細について、次頁の構成で掲載している。
2. ワイスホルン北麓の洞爺火碎流堆積物について	<ul style="list-style-type: none">○産業技術総合研究所地質調査総合センター編(2020)において、ワイスホルン北麓の標高約120m以上の範囲に分布が示されている洞爺火碎流堆積物に関する文献調査及び地質調査結果を掲載している。
3. 支笏火碎流堆積物及び洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚に関する検討	<ul style="list-style-type: none">○補足説明資料1に示す「設計対応不可能な火山事象が敷地に到達した可能性評価」では、過去に巨大噴火が発生した支笏カルデラ、俱多楽・登別火山群及び洞爺カルデラについて、当該噴火に伴う設計対応不可能な火山事象である火碎流が敷地に到達した可能性に関する検討を実施している。○本章では、当該検討の一助として実施した、支笏火碎流堆積物及び洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚に関する検討結果を掲載している。

補足説明資料2の構成

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

- 以下の検討項目を掲載

[火山噴出物の分布状況に関する検討]

- ・[敷地近傍(Ⅰ)]幌似周辺・老古美周辺*
- ・[敷地近傍(Ⅱ)]岩内平野西部*
- ・[敷地近傍(Ⅲ)]積丹半島西岸*
- ・[敷地]

[洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価]

[F-1断層開削調査箇所に認められる堆積物の解釈]

- 敷地近傍(Ⅰ)の共和町幌似付近において、洞爺火碎流堆積物が認められる。
- 敷地近傍(Ⅰ)の老古美周辺においてニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物が認められる。
- 敷地近傍(Ⅰ)～(Ⅲ)において火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる。
- 敷地近傍(Ⅲ)において、阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物(地理的領域外に給源を持つ降下火碎物由來)が認められる。
- 敷地においては、火山噴出物は確認されない。また、支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められる。

1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

- 敷地近傍(Ⅰ)のうち、幌似周辺における検討のエビデンスを掲載。

1. 2 【敷地近傍(Ⅰ)】老古美周辺において確認されるニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)

- 敷地近傍(Ⅰ)のうち、老古美周辺における検討のエビデンスを掲載。

1. 3 【敷地近傍(Ⅱ)】岩内平野西部で実施した地質調査結果

- 敷地近傍(Ⅱ)の検討のエビデンスを掲載。

1. 4 【敷地近傍(Ⅲ)】積丹半島西岸における洞爺火碎流堆積物の有無に関する検討

- 敷地近傍(Ⅲ)の検討のエビデンスを掲載。

1. 5 【敷地】敷地における火山噴出物の有無に関する検討

1. 5. 1 敷地における地質調査結果

- 敷地の地質調査のうち、至近に実施した敷地内断層の活動性評価に関する当社地質調査結果のエビデンスを掲載。

1. 5. 2 1,2号炉調査時、3号炉調査時及び平成25年度造成工事時露頭に認められる堆積物の解釈

- 敷地の地質調査において認められる“火山灰質”との記載がなされている堆積物の解釈のエビデンスを掲載。

○洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価に関する検討のエビデンスは、補足説明資料1に掲載。

*火山噴出物の分布状況に関する検討に当たっては、敷地近傍を以下の3つの範囲に区分している。

- ・敷地近傍(Ⅰ)：共和町幌似周辺及び岩内平野南方の老古美周辺
(洞爺カルデラ及びニセコ・雷電火山群の火山噴出物が文献に示された範囲及びそれらに隣接する台地を含めた範囲)
- ・敷地近傍(Ⅱ)：敷地近傍(Ⅰ)よりも敷地に近接する岩内平野西部
- ・敷地近傍(Ⅲ)：敷地を越えた北側に位置する積丹半島西岸

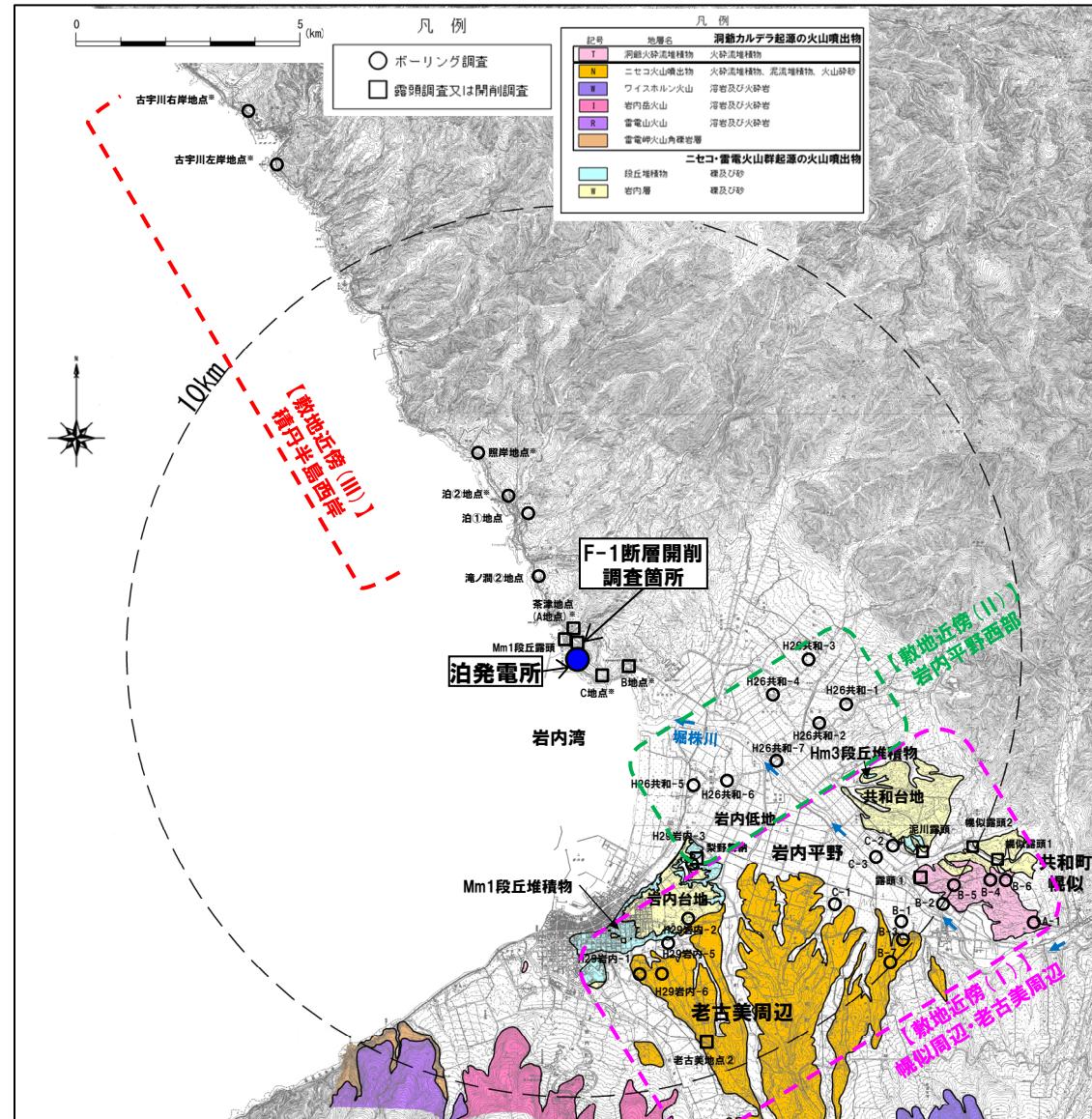
2. ワイスホルン北麓の洞爺火碎流堆積物について

- ワイスホルン北麓の標高約120m以上の範囲に分布する堆積物は、文献レビュー結果を踏まえた地質調査の結果、洞爺火碎流堆積物及び俱多楽・登別火山群起源のKt-2(降下軽石)を含む堆積物ではなく、ニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物であると判断される。

3. 支笏火碎流堆積物及び洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚に関する検討

- 支笏火碎流堆積物の火口からの距離と層厚の関係には、山元(2016)及び宝田ほか(2022)のレビュー結果を踏まえると、層厚データの不確かさ(地域地質図幅等からの推定等)を含むものの、支笏カルデラからいずれの方向においても、距離の増加に応じ層厚が小さくなる傾向が認められる。
- 当社地質調査及び文献調査による検討の結果、洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚の関係には、洞爺カルデラから概ね敷地方向(北～北西方向)に位置する地点に限定した場合、明瞭な傾向は認められないが、層厚データの不確かさ(火碎流堆積物の基底が確認されていないため、明確な層厚は計測できない等)及び産業技術総合研究所(2018)のレビュー結果を踏まえると、大局的には、距離の増加に応じ層厚が小さくなる傾向が認められる。

敷地及び敷地近傍における地質調査範囲

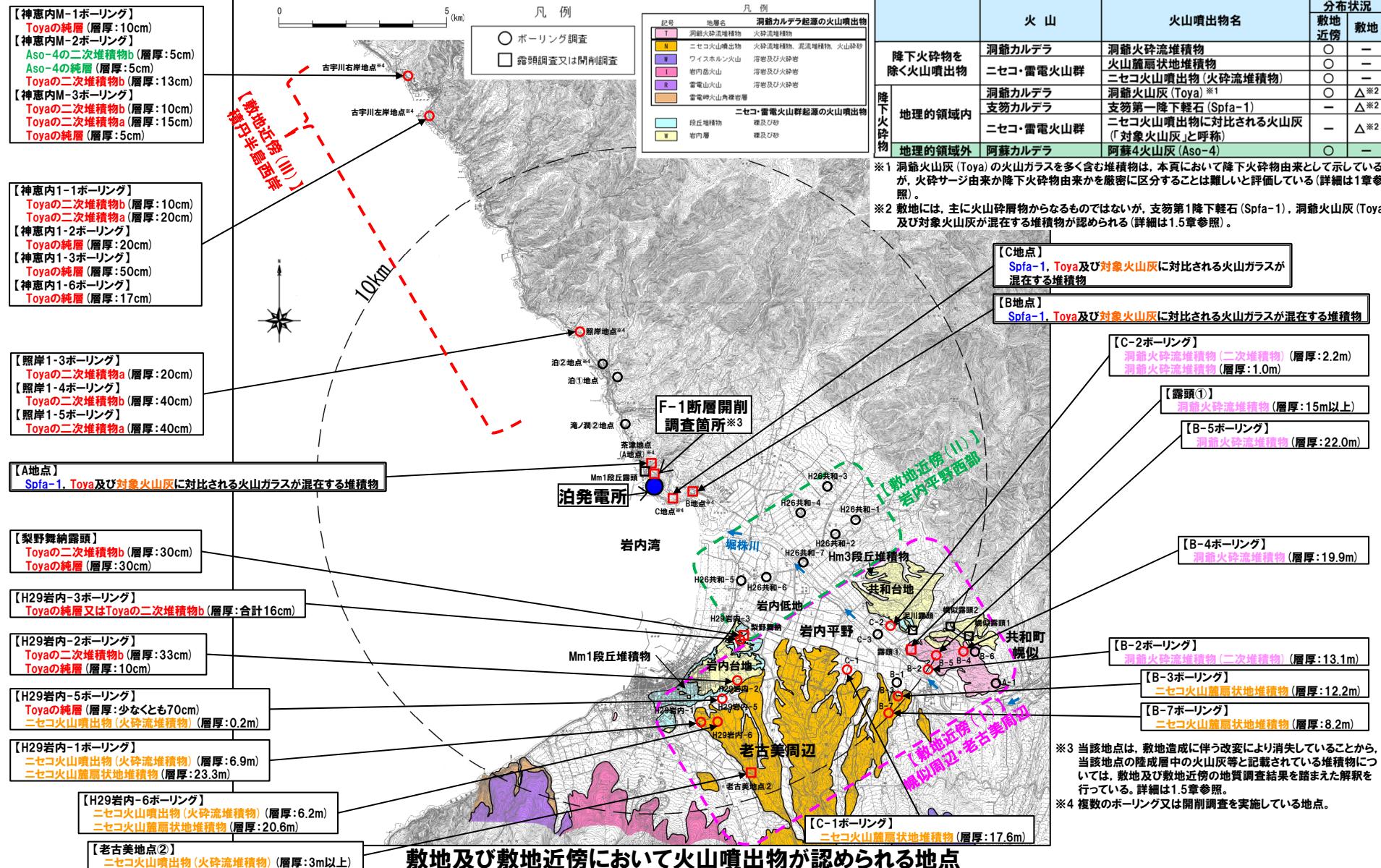


*複数のボーリング又は開削調査を実施している地点。

補足説明資料2の構成

敷地及び敷地近傍における地質調査地点及び地質調査結果

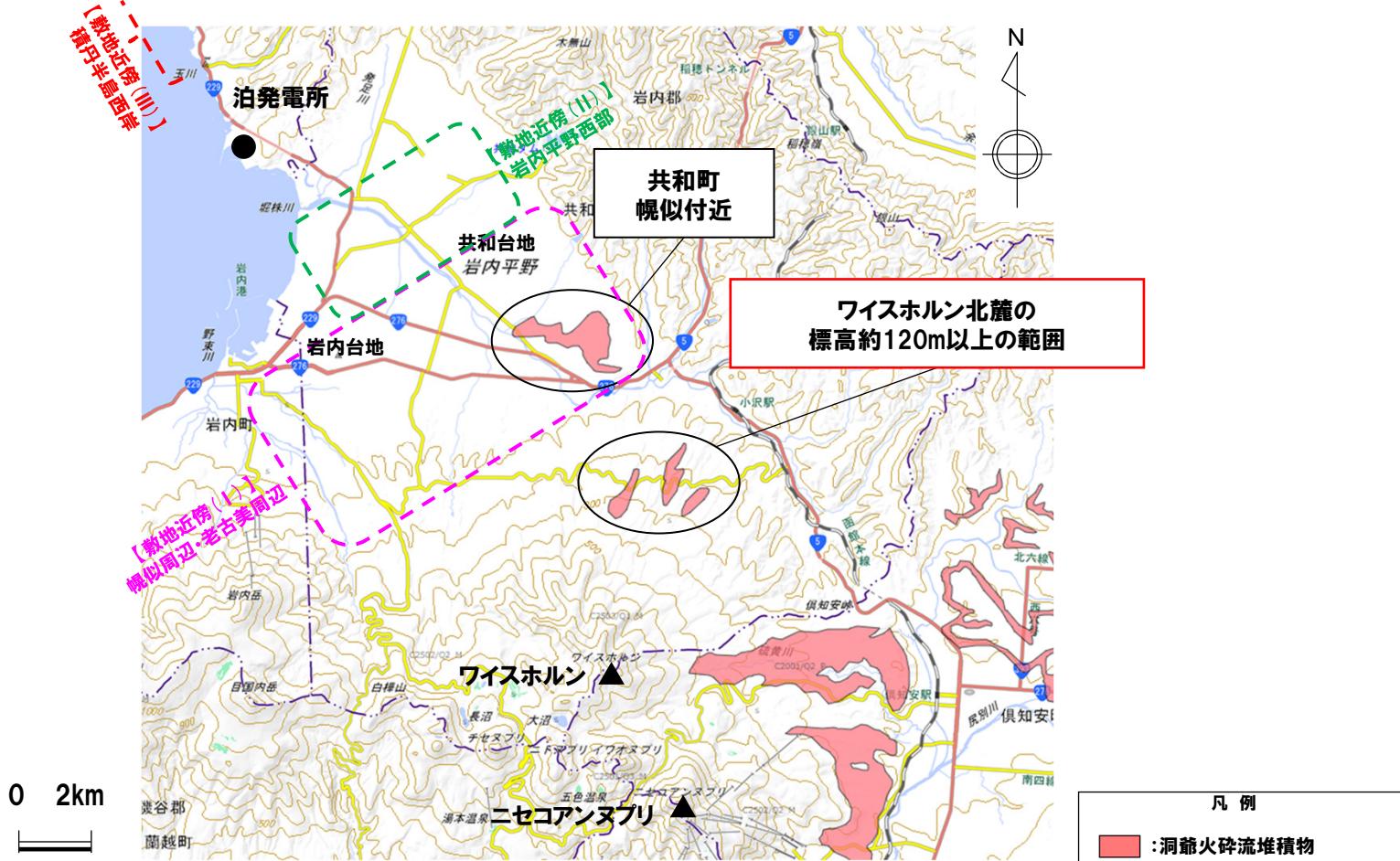
一部修正(R5/7/7審査会合)



補足説明資料2の構成

ワイスホルン北麓に示された洞爺火碎流堆積物

一部修正(R5/7/7審査会合)



産業技術総合研究所地質調査総合センター編(2020)に示されている洞爺火碎流堆積物の分布範囲
(産業技術総合研究所地質調査総合センター編(2020)に加筆)

目 次

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討	P. 9
1. 1 【敷地近傍（Ⅰ）】幌似周辺で実施した地質調査結果.....	P. 35
1. 2 【敷地近傍（Ⅰ）】老古美周辺において確認されるニセコ火山噴出物（火碎流堆積物）..	P.106
1. 3 【敷地近傍（Ⅱ）】岩内平野西部で実施した地質調査結果.....	P.158
1. 4 【敷地近傍（Ⅲ）】積丹半島西岸における洞爺火碎流堆積物の有無に関する検討	P.212
1. 5 【敷地】敷地における火山噴出物の有無に関する検討.....	P.412
2. ワイズホルン北麓の洞爺火碎流堆積物について	P.479
3. 支笏火碎流堆積物及び洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚に関する検討	P.507
参考文献	P.526

目 次

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討	P. 9
1. 1 【敷地近傍（上）】概要図等で示す火山噴出物付録	P. 35
1. 2 【東】	P.106
1. 3 【東】	P.158
1. 4 【東】	P.212
1. 5 【東】	P.412
2. ワイスホル	P.479
3. 支笏火砕	P.507
参考文献	P.526

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

余白

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討概要】(1/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)

○敷地及び敷地近傍における火山噴出物の分布状況については、敷地及び敷地近傍を以下の4つの範囲に区分した上で、当社地質調査結果に基づく検討を実施した。

- ・敷地近傍(I)：共和町幌似周辺及び岩内平野南方の老古美周辺
(洞爺カルデラ及びニセコ・雷電火山群の火山噴出物が文献に示された範囲及びそれらに隣接する台地を含めた範囲)
- ・敷地近傍(II)：敷地近傍(I)よりも敷地に近接する岩内平野西部
- ・敷地近傍(III)：敷地を越えた北側に位置する積丹半島西岸
- ・敷地

○この検討に当たっては、以下に示す課題があるため、この課題を解決するための検討についてもそれぞれ実施している。

- ・積丹半島西岸においてR3.10.14審査会合以前に実施したボーリング柱状図に、取り扱いが不明確となっている“軽石”，“火山灰質”等の記載がある。
- ・洞爺火碎流については、幌似付近以西において堆積物を確認している文献はないが、以下の状況等から、洞爺火碎流堆積物が削剥された可能性(敷地に到達していた可能性)が考えられる。
 - ✓ 推定に基づき、幌似付近を越えて岩内湾までの分布を示している文献が認められる。
 - ✓ 敷地方向とは異なるが、敷地から洞爺カルデラまでの距離(約55km)よりも遠方に到達しているとする文献が認められる。

○なお、洞爺火碎流堆積物が敷地に到達していた可能性検討の結果も踏まえ、敷地造成に伴う改変により消失しているF-1断層開削調査箇所に示された以下の堆積物の解釈も併せて実施した*。

- ・1982年夏頃に作成したF-1断層開削調査箇所(1,2号炉調査時)のスケッチの地表付近に示された火山灰(黄灰色)(下位)、火山灰(黄灰色)(上位)、火山灰(灰白色)及び火山灰質シルト

○上記検討の概念図を次頁～P15に、当社地質調査位置をP16～P17に、本検討の詳細をP18～P24にそれぞれ示す。

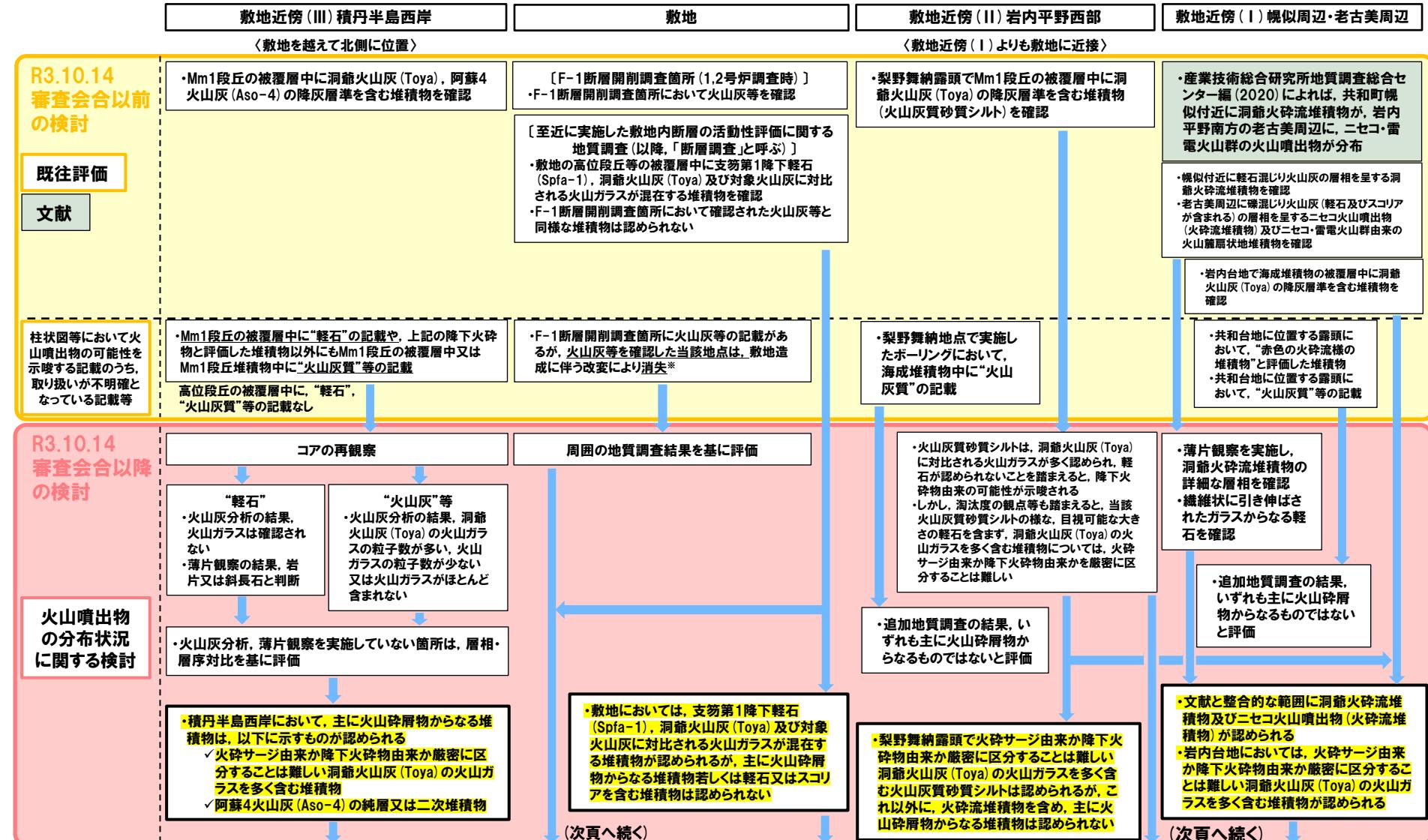
*F-1断層開削調査箇所以外にも、露頭が消失している又はボーリングコアが現存していないものについて、以下に示す堆積物が確認されていることから、これらの堆積物についても解釈を実施している。

- ・3号炉調査時の露頭及び平成25年度造成工事時の露頭で確認された火山灰質シルト
 - ・1,2号炉調査時のA-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされている砂質シルト
 - ・1,2号炉調査時のB-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされているシルト及び粘土
- また、3号炉調査時のボーリングにおいても、柱状図に“軽石”，“火山灰質”等との記載がなされている堆積物が4つのボーリングで確認される。これらのボーリングコアは現存していることから、火山灰分析等を実施することで、その評価を行っている。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討概要】(2/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)



*F-1断層開削調査箇所以外にも、露頭が消失している又はボーリングコアが現存していないものについて、以下に示す堆積物が確認されていることから、これらの堆積物についても、周囲の地質調査結果に基づき解釈を実施しているが、当概念図においては、F-1断層開削調査箇所を代表的に示している（各解釈結果については、P24参照）。

・3号炉調査時の露頭及び平成25年度造成工事時の露頭で確認された火山灰質シルト・1,2号炉調査時のA-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされている砂質シルト・1,2号炉調査時のB-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされているシルト及び粘土また、3号炉調査時のボーリングにおいても、柱状図に“軽石”、“火山灰質”等との記載がなされている堆積物が4つのボーリングで確認される。これらのボーリングコアは現存していることから、火山灰分析等を実施することで、その評価を行っている（評価結果については、P451～P461参照）。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討概要】(3/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)

R3.10.14
審査会合以降
の検討

洞爺火碎流
の敷地への
到達可能
性評価

文献

F-1断層開削調査箇所に認められる堆積物の解釈

(前頁からの続き)

敷地近傍(III)積丹半島西岸

〈敷地を越えて北側に位置〉

敷地

敷地近傍(II)岩内平野西部

〈敷地近傍(I)よりも敷地に近接〉

(前頁からの続き)

敷地近傍(I)幌似周辺・老古美周辺

- ・F-1断層開削調査箇所の地層区分は、断層調査の結果より、下位から「基盤岩」、「MIS7か或いはそれより古い海成層」、「河成の堆積物」及び「陸成層」に区分
- ・火山灰等の記載は陸成層中に認められる

- ・Mm1段丘堆積物(上面標高約24m)上位の、陸上堆積物には、その上面、基底面又は当該堆積物中に、洞爺火碎流本体又は火碎サージの到達を示唆する侵食面は認められない
- ・Mm1段丘より低標高側については、1.2号炉建設前は、標高0m付近に波食槽が分布する状況であったことから、MS5eより新しい時代の堆積物は保存されておらず、堀株川沿いの低地に流下した火碎流堆積物が敷地に到達した可能性について検討出来ない

- ・敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流の本体が到達した可能性を否定できない
- ・敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない

- ・洞爺火碎流について、幌似付近以西において堆積物を確認している文献はないが、推定に基づき、岩内湾までの分布を示す文献
- ・敷地方向とは異なるが、敷地から洞爺火碎流までの距離(約55km)よりも遠方に到達しているとする文献

- ・堀株川付近に沖積層が認められる
- ・洞爺火碎流本体は、岩内平野西部において確認されないものの、共和町幌似付近を越えて堀株川沿いの低地を流下し、現在の岩内湾に到達した後、削剥された可能性を否定できない

- 【梨野舞納露頭】
- ・Mm1段丘堆積物(上面標高約22m)の上位に認められる。火碎サージ由来か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物には、その上面、基底面又は当該層中に、洞爺火碎流本体の到達を示唆する侵食面は認められない

- ・F-1断層開削調査箇所は、Mm1段丘より高標高側であることから、スケッチに火山灰等と記載されている堆積物は、洞爺火碎流本体に対比されるものではない。
- ・高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位には、支笏第1段下鉢石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に對比される火山ガラスが混在する堆積物が認められることから、スケッチに火山灰等と記載されている複数の堆積物のうち、表土直下に分布する火山灰(灰白色)及び火山灰質シルトは、スケッチに示されるおり、旧地表面に沿って堆積しており、比較的新しい堆積物であると考えられることを踏まえると、これらと同様、火山ガラスが混在する堆積物であると推定される。
- ・また、火山灰(灰白色)は、スケッチにおいて陸成層下部を侵食しているように見えることから、火山灰(灰白色)とその下位に位置する火山灰(黄灰色)には時間間隔が存在するものと考えられる。
- ・このため、火山灰(黄灰色)については、積丹半島西岸及び岩内平野西部において、中位段丘堆積物(MIS5e)の上位にはあるが、以下の堆積物が認められることを踏まえると、スケッチに火山灰等と記載されている堆積物のうち、火山灰(黄灰色)は、これらに對比される可能性が考えられる。
- ✓ 火碎サージ由來か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
- ✓ 阿蘇4号山(Aso-4)の純層又は二次堆積物
- ・しかし、敷地及び敷地近傍には高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位にF-1断層開削調査箇所のスケッチに認められる火山灰(黄灰色)及び火山灰(黄灰色)に對比される堆積物が認められないことを踏まると、火山灰(黄灰色)及び火山灰(黄灰色)について、噴出年代及び起源が不明な降下火碎物である可能性を否定できない

(次頁へ続く)

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討概要】(4/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)



○敷地及び敷地近傍における当社地質調査の結果、以下の火山噴出物が認められる。

- ・敷地近傍(I)の共和町幌似付近において、洞爺火碎流堆積物が認められる。
- ・敷地近傍(I)の老古美周辺においてニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物が認められる。
- ・敷地近傍(I)～(III)において火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる。
- ・敷地近傍(III)において、阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物(地理的領域外に給源を持つ降下火碎物由来)が認められる。

○このうち、洞爺火碎流堆積物については、敷地への到達可能性を以下のとおり評価した。

- ・敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流本体が到達した可能性を否定できない。
- ・敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない。

○至近に実施した敷地内断層の活動性評価に関する当社地質調査の結果、高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位には、明瞭な火山灰を含む地層は認められず、表土直下において支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められる。

○F-1断層開削調査箇所のスケッチに火山灰等と記載されている複数の堆積物のうち、表土直下に分布する火山灰(灰白色)及び火山灰質シルトは、スケッチに示されるとおり、旧地表面に沿って堆積しており、比較的新しい堆積物であると考えられることを踏まえると、上記と同様、火山ガラスが混在する堆積物であると推定される。

○また、火山灰(灰白色)は、スケッチにおいて陸成層下部を侵食しているように見えることから、火山灰(灰白色)とその下位に位置する火山灰(黄灰色)には時間間隙が存在するものと考えられる。

○このため、火山灰(黄灰色)については、積丹半島西岸及び岩内平野において、中位段丘堆積物(MIS5e)の上位ではあるが、以下の堆積物が認められることを踏まえると、これらに対比される可能性が考えられる。

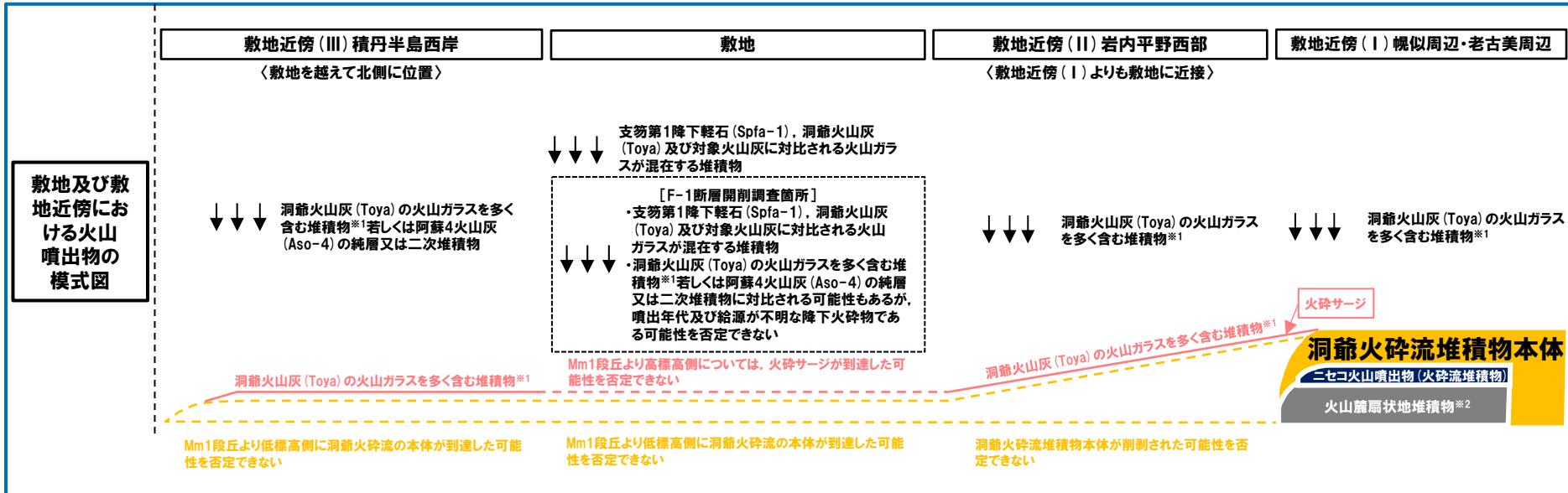
- ✓ 洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
- ✓ 阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物

○しかし、敷地及び敷地近傍には高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位にF-1断層開削調査箇所のスケッチに認められる火山灰(黄灰色)に対比される堆積物が認められないことを踏まえると、火山灰(黄灰色)については、噴出年代及び給源が不明な降下火碎物である可能性を否定できない。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討概要】(5/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)



*1 当該堆積物を火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しいことから、いずれの火山事象も併記している。

*2 ニセコ・雷電火山群由來の堆積物。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【調査位置図】(敷地及び敷地近傍)

一部修正(R5/1/20審査会合)

【敷地近傍(III)】
 ○積丹半島西岸において、主に火山碎屑物からなる堆積物は、以下に示すものが認められる。
 ✓火碎サージ由来か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
 ✓阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物

【敷地】
 ○敷地においては、支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められるが、主に火山碎屑物からなる堆積物若しくは軽石又はスコリアを含む堆積物は認められない。

凡 例	
記号	地層名
T	洞爺火碎流堆積物
N	ニセコ火山噴出物
W	ワイスピルン火山
I	岩内岳火山
R	雷電山火山
	雷電岬火山角砾岩層
段丘堆積物	疊及び砂
W	岩内層

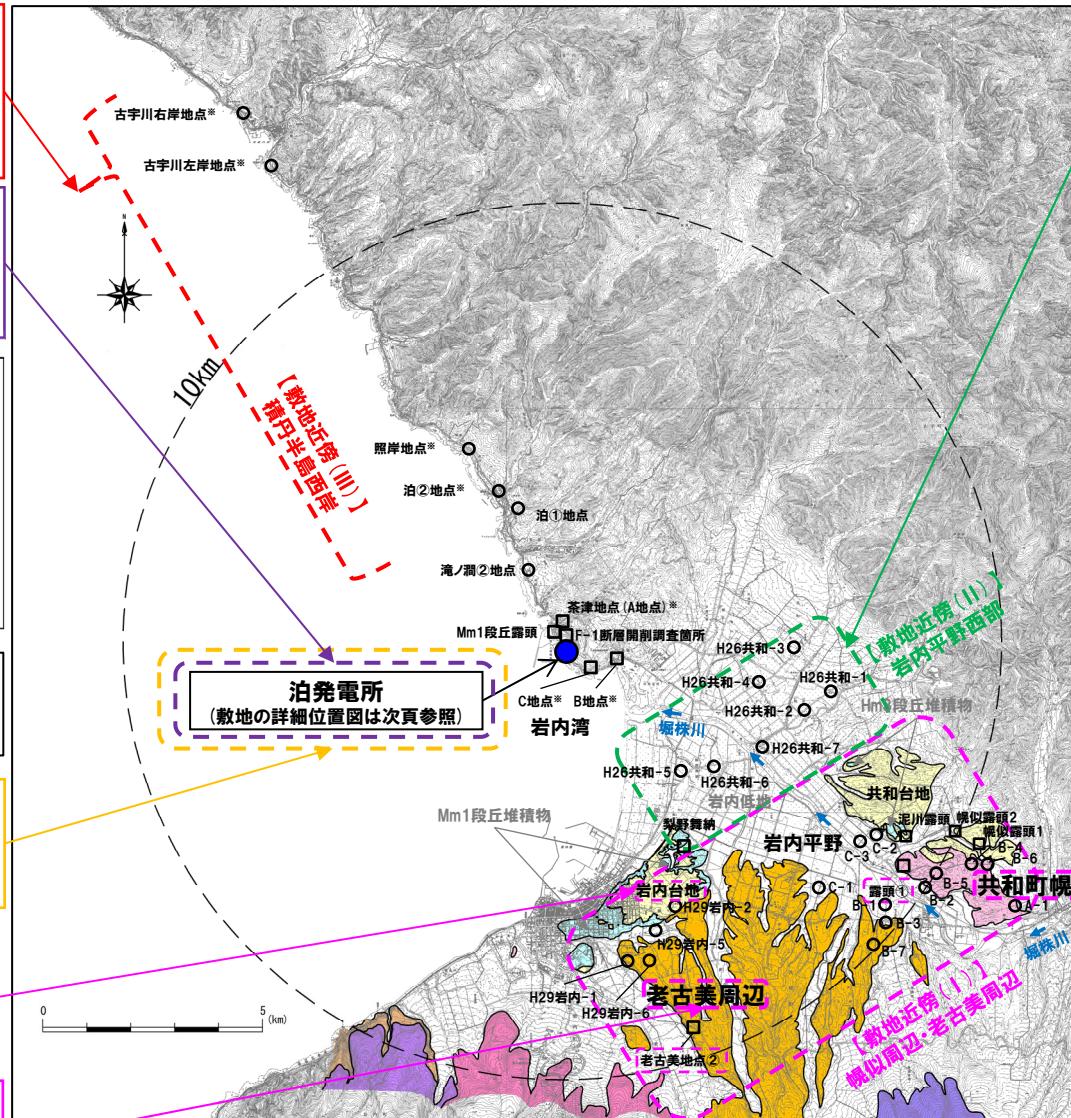
○ ポーリング調査
□ 露頭調査又は開削調査

【洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価】
 ○敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流の本体が到達した可能性を否定できない。
 ○敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない。

【敷地近傍(Ⅰ)】
 ○岩内台地においては、火碎サージ由來か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる。

【敷地近傍(Ⅱ)】
 ○岩内平野南方の老古美周辺には、礫混じり火山灰(軽石及びスコリアが含まれる)の層相を呈するニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)及びニセコ・雷電火山群由來の火山麓扇状地堆積物が認められる。

【敷地近傍(II)】
 ○岩内平野西部においては、梨野舞納露頭で火碎サージ由來か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む火山灰質砂質シルトは認められるが、これ以外に、火碎流堆積物を含め、主に火山碎屑物からなる堆積物は認められない。



※複数のポーリング又は開削調査を実施している地点。

敷地及び敷地近傍における当社調査位置図

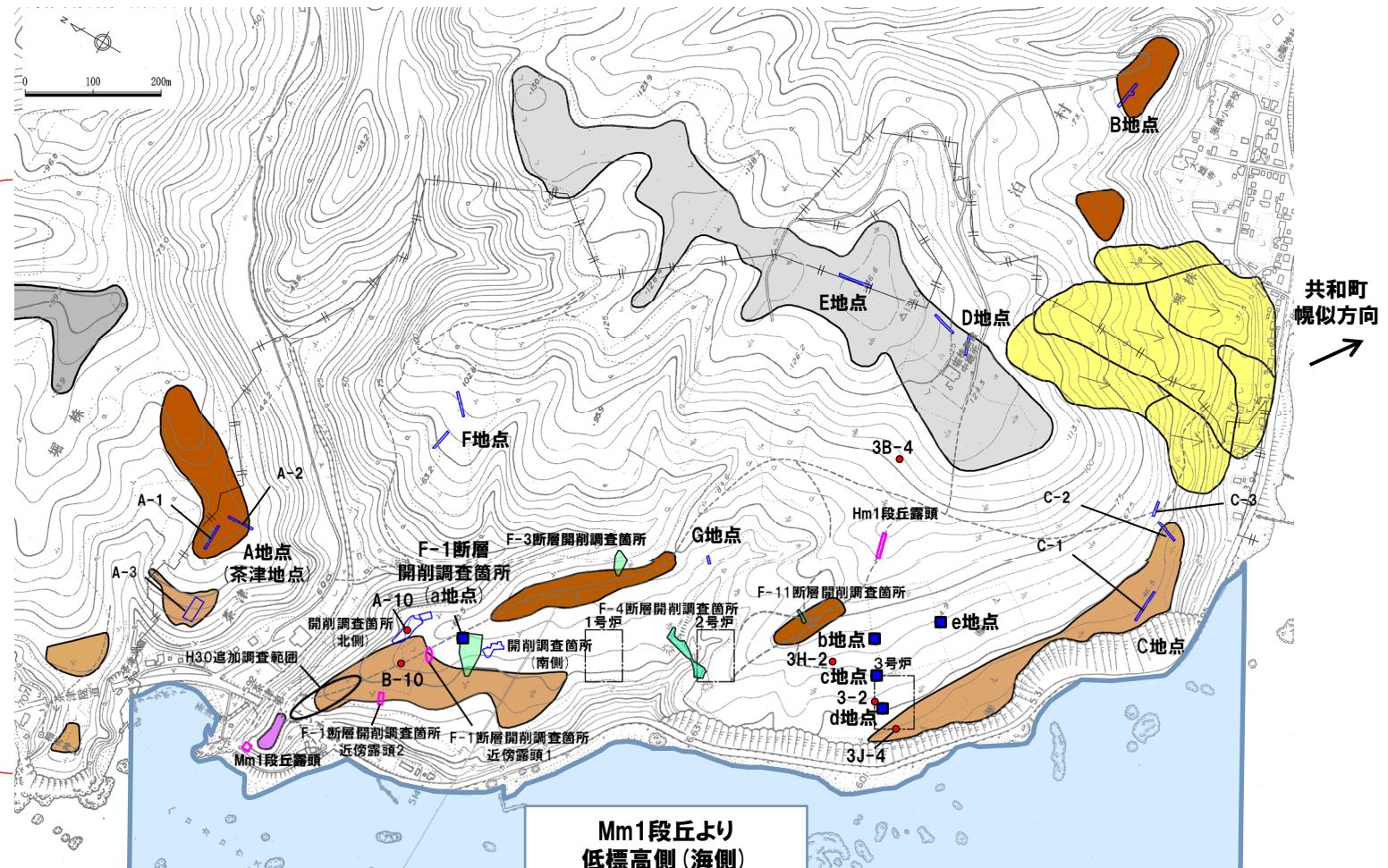
1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【調査位置図】(敷地)

一部修正(H30/5/11審査会合)

【洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価】

- 敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流本体が到達した可能性を否定できない。
- 敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない。



1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(1/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

[火山噴出物の分布状況に関する検討]

【敷地近傍(Ⅰ)】<幌似周辺・老古美周辺>

- 産業技術総合研究所地質調査総合センター編(2020)に示された範囲における洞爺カルデラ及びニセコ・雷電火山群の火山噴出物を確認した。
- その結果、共和町幌似付近に、軽石混じり火山灰の層相を呈する洞爺火碎流堆積物^{*1}が認められる。
- 岩内平野南方の老古美周辺には、礫混じり火山灰(軽石及びスコリアが含まれる)の層相を呈するニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)^{*2}及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物が認められる。
 - ◇共和町幌似周辺に位置する露頭①の状況をP37に、老古美周辺に位置する老古美地点②の状況をP128～P129に示す。
 - ◇露頭①で確認される洞爺火碎流堆積物について、R3.10.14審査会合以降、詳細な層相確認のために実施した薄片観察結果をP38～P43に示す。
 - ◇共和町幌似付近に認められる洞爺火碎流堆積物は、洞爺火碎流の各ユニットのうち、Goto et al. (2018) のUnit2又は産業技術総合研究所(2022)のUnit5に区分され、いずれも主に軽石に富む火碎流堆積物とされており(補足説明資料1のP53～P61参照)、その層相は当社地質調査結果と一致する。
 - ◇老古美地点②に認められるニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)については、フィッショントラック法年代測定値 0.19 ± 0.02 Maを得ている。
- また、岩内台地においては、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる^{*2}。
 - ◇なお、当該堆積物については、次頁で後述する敷地近傍(Ⅱ)の梨野舞納露頭に認められる火山灰質シルトと同様、火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しいと評価している(次頁参照)。
- なお、敷地近傍(Ⅰ)のうち、共和台地に位置する露頭においては、それぞれ以下に示す堆積物が認められるが、R3.10.14審査会合以降に実施した追加地質調査・火山灰分析の結果、いずれも主に火山碎屑物からなるものではないと評価している。
 - ・幌似露頭1においては、“赤色の火碎流様の堆積物”を確認しているが、追加地質調査の結果、当該堆積物は火碎流堆積物ではなく、斜面堆積物と判断される(P86～P93参照)。
 - ・幌似露頭2においては、岩内層中の火山灰質シルト及び火山灰質シルトが混じる細砂並びに地表直下の火山灰質シルト質砂が認められるが、火山灰分析の結果、火山ガラスの粒子数が少ない若しくは火山ガラスが認められないことから、主に火山碎屑物からなるものではないと判断される(P94～P98参照)。
 - ・泥川露頭においては、岩内層中の火山灰質砂及び火山灰質シルト並びに砂礫層中のやや火山灰質な細砂及び火山灰質砂が認められるが、火山灰分析の結果、火山ガラスはほとんど含まれない若しくは火山ガラスが認められないことから、主に火山碎屑物からなるものではないと判断される(P100～P103参照)。

(次頁へ続く)

*1 町田・新井(2011)に示されている広域テフラである「洞爺テフラ」は、火碎流と同時の降下火山灰からなるとされており、火碎流を洞爺火碎流堆積物、降下火山灰を洞爺火山灰(Toya)と呼称している。本資料においても同文献に基づいた呼称としている。なお、同文献には、洞爺テフラについて、以下の記載がなされている。

・洞爺テフラは最終間氷期のすぐ後の11.2～11.5万年前(ステージ5d)に洞爺カルデラから噴出した大容積のテフラで、火碎流と同時に降下火山灰は北海道から東北地方一帯をおおって降下堆積した。

・洞爺火山灰(Toya)は、北海道から東北地方のほぼ全域で、最終間氷期と目される海成段丘の上または海成層中に介在する白色ガラス質の火山灰層である。

*2 岩内平野南方(老古美周辺)に認められるニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)及び火山麓扇状地堆積物の詳細並びに岩内台地に認められる洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物の詳細については、1.2章参照。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(2/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

【敷地近傍(II)】<岩内平野西部>

- 敷地近傍(Ⅰ)において認められる洞爺火碎流堆積物及びニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)が、より敷地に近接する岩内平野西部にも分布するか否かを確認した。
- その結果、岩内平野西部においては、梨野舞納露頭でMm1段丘堆積物の上位に火山灰質砂質シルトは認められるが、これ以外に、火碎流堆積物も含め、主に火山碎屑物からなる堆積物は認められない※3。
- 火山灰質砂質シルトは、以下を踏まえると、降下火碎物(洞爺火山灰(Toya)※1)由来の可能性が示唆される※4。
 - ・当該堆積物には、洞爺火山灰(Toya)に対比される火山ガラスが多く認められる。
 - ・当該堆積物には、近接する共和町幌似付近に認められる洞爺火碎流堆積物とは異なり、軽石が認められない。
- しかし、別途整理した「火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方(P28~P33参照)」に基づくと、軽石が混じる洞爺火碎流本体と比較して細粒な火碎サージについても目視可能な大きさの軽石が存在するかは明確ではない。
- 加えて、淘汰度の観点も踏まえると、当該火山灰質砂質シルトの様な、目視可能な大きさの軽石を含まず、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物については、火碎サージ由来か降下火碎物由来かを厳密に区分することは難しい。
- なお、岩内平野西部に位置する梨野舞納地点で実施したボーリングにおいては、「火山灰質」との記載がなされている堆積物が認められるが、R3.10.14審査会合以降に実施した追加の火山灰分析の結果、主に火山碎屑物からなるものではないと評価している(P167参照)。

【敷地近傍(III)】<敷地を越えた北側に位置する積丹半島西岸※5>

- 岩内平野から見て敷地を越えた北側に位置する積丹半島西岸の各地点(P16参照)においては、これまで(R3.10.14審査会合以前)に実施したボーリング調査の柱状図に“軽石”との記載がなされている※6。
- “軽石”との記載がなされている堆積物は、以下に示す状況を踏まえると、洞爺火碎流本体又はその痕跡として、洞爺火碎流本体の本質物を含むものである可能性が考えられることから、これを明らかにするため、R3.10.14審査会合以降、“軽石”に対応する白色粒子を対象に、追加の火山灰分析及び薄片観察を実施した。
 - ・“軽石”との記載がなされている堆積物は、Mm1段丘(MIS5e)の被覆層中に認められ、高位段丘の被覆層中には認められない
 - ・敷地近傍(Ⅰ)において認められる洞爺火碎流堆積物は、軽石を含む
- “軽石”に対応する白色粒子を対象とした火山灰分析の結果、分析に供する火山ガラスは確認されない。
- “軽石”に対応する白色粒子を対象とした薄片観察の結果、岩片又は斜長石であると判断される。

主に代表ボーリングを対象とした、“軽石”記載に関する追加の火山灰分析及び薄片観察

(次頁へ続く)

※3 岩内平野西部で実施したボーリング調査結果については、1.3章参照。

※4 当該火山灰質砂質シルトについては、降下火碎物由来であるとした場合、本質物である火山ガラスの粒子数等を踏まえると、下部から、洞爺火山灰(Toya)の純層及び二次堆積物に区分される(火山ガラスの粒子数等に着目した、降下火碎物の純層又は二次堆積物への細区分の考え方については、P26~P27参照)。

※5 積丹半島西岸における洞爺火碎流堆積物の有無に関する検討の詳細については、1.4章参照。

※6 R3.10.14審査会合以前の柱状図に、“軽石”、“火山灰質”等と記載した考え方方は、以下に示すとおり。

「“軽石”」

・コア観察において、白色を呈し、発泡痕様の表面形状が認められる目視可能な粒子(mmオーダー以上)。

「“火山灰質”等」

・積丹半島西岸は、町田・新井(2011)に示される洞爺火山灰(Toya)及び阿蘇4火山灰(Aso-4)の分布範囲内に位置することを踏まえ、コア観察において、上、下位の堆積物と比較し、明色を呈すものであり、かつ、構成物質の多くが火山碎屑物からなると解釈される堆積物。当該解釈は、火山ガラスは、結晶質なものと比較して脆性であるため、粒子が指圧でほぐれやすいとの考えによる。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(3/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

○同じくMm1段丘(MIS5e)の被覆層中又はMm1段丘堆積物中において、ボーリング柱状図に“火山灰質”，“火山灰混じり”又は“火山灰”(以下、「火山灰質」等と呼称)と記載がなされている堆積物^{※6}のうち、これまで、降下火碎物(洞爺火山灰(Toya)又は阿蘇4火山灰(Aso-4)^{※7}の降灰層準相当)と評価していた堆積物以外については、主に火山碎屑物からなるものであるかを確認するため、R3.10.14審査会合以降、追加の火山灰分析を実施した。

●“火山灰質”等の記載がなされている堆積物を対象とした火山灰分析の結果、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスの粒子数が多い、火山ガラスの粒子数が少ない又は火山ガラスがほとんど含まれないといった状況が認められることから、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスの粒子数が多いもの以外は、主に火山碎屑物からなるものではない。

主に代表ボーリングを対象とした、“火山灰質”等の記載に関する追加の火山灰分析

○また、前述の火山灰分析又は薄片観察の実施対象としていない“軽石”，“火山灰質”等の記載がなされている堆積物については、近接するボーリングとの層相・層序対比から、これらの評価を行った。

◇なお、層相・層序対比に当たっては、地層区分をより明確にする必要があることから、これまで降下火碎物由来と評価していた堆積物等について、火山ガラスの粒子数等に着目し、純層、二次堆積物等への細区分を実施した。

◇これらの堆積物のうち、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物については、敷地近傍(II)の検討を踏まると、火碎サージ由来か降下火碎物由来かを厳密に区分することは難しいが、ここでは、降下火碎物由来であることを前提とした細区分を実施した。

●層相・層序対比の結果も踏まると、これまで降下火碎物と評価していた堆積物以外で、“軽石”，“火山灰質”等の記載がなされている堆積物は、以下の3種類に区分される。

- ・火山ガラスが混在する(含まれる火山ガラスの粒子数が少ない)扁状地性堆積物及び崖錐堆積物
- ・火山ガラスがほとんど含まれない扁状地性堆積物及び崖錐堆積物
- ・軽石を含まない、火山ガラスを多く含む洞爺火山灰(Toya)の純層及び二次堆積物
(当該堆積物については、火碎サージ由来か降下火碎物由来かを厳密に区分することは難しい)

層相・層序対比も踏まえた堆積物の地層区分

◇また、細区分の結果、これまで降下火碎物と評価していた堆積物は、以下の堆積物に区分される。

- ・軽石を含まない、火山ガラスを多く含む阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層及び二次堆積物
- ・洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスが混在する(含まれる火山ガラスの粒子数が少ない)扁状地性堆積物及び崖錐堆積物
- ・軽石を含まない、火山ガラスを多く含む洞爺火山灰(Toya)の純層及び二次堆積物
(当該堆積物については、火碎サージ由来か降下火碎物由来かを厳密に区分することは難しい)

●以上のことから、積丹半島西岸において、主に火山碎屑物からなる堆積物は、以下に示すものが認められる。

- ・火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
- ・阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物

◇柱状図に“軽石”，“火山灰質”等と記載がなされている堆積物の一覧をP224～P225に、本検討の結果の一覧をP226～P231に示す。
(次頁へ続く)

※7 町田・新井(2011)に示されている広域テフラである「阿蘇4テフラ」は、巨大火碎流堆積物とその降下火山灰からなるとされており、火碎流を阿蘇4火碎流堆積物、降下火山灰を阿蘇4火山灰(Aso-4)と呼称している。本資料においても同文献に基づいた呼称としている。なお、同文献には、阿蘇4テフラについて、以下の記載がなされている。

・およそ8.5万年前から9万年前までの一時期に、九州の阿蘇カルデラから噴出した、巨大火碎流堆積物とその降下火山灰が、阿蘇4テフラである。

・本州、北海道、日本海および太平洋海底のきわめて広域から、阿蘇4火碎流堆積物とまったく同じ岩質の細粒ガラス質火山灰層が見出されたことから、火碎流噴出と同時に、多量の火山灰が高空に放出され、広域に飛散堆積したことが明らかとなった。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(4/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

【敷 地】

- 至近に実施した敷地内断層の活動性評価に関する当社地質調査(以降、「断層調査」と呼ぶ)結果に基づき、敷地における火山噴出物の有無を確認した。
- その結果、敷地においては、支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰^{※8}に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められるが、主に火山碎屑物からなる堆積物若しくは軽石又はスコリアを含む堆積物は認められない(断層調査の結果は、1.5.1章参照)。

- ◇断層調査においては、主に火山碎屑物からなる堆積物若しくは軽石又はスコリアを含む堆積物は認められないが、3号炉調査時のボーリングにおいて柱状図に“軽石”、“火山灰質”等との記載がなされている堆積物が4つのボーリング(3B-4, 3H-2, 3J-4及び3-2ボーリング)で確認される。
- ◇これらのボーリングコアは現存することから、R3.10.14審査会合以降、コアの再観察を実施し、“軽石”に対応すると考えられる白色粒子が認められないと、基質を対象とした火山灰分析を3B-4, 3H-2及び3J-4ボーリングで実施することとした。
- ◇なお、3-2ボーリングについては、3H-2ボーリングと同様、Hm3段丘面の背後斜面に位置し、近接することから、3H-2ボーリングとの対比を実施した。
- ◇その結果、いずれも主に火山碎屑物からなるものではないことを確認している(詳細は1.5.1章参照)。



【火山噴出物の分布状況に関する検討結果】

- 敷地及び敷地近傍における当社地質調査の結果、以下の状況が認められる。
 - ・共和町幌似付近に、軽石混じり火山灰の層相を呈する洞爺火碎流堆積物が、岩内平野南方の老古美周辺に、礫混じり火山灰(軽石及びスコリアが含まれる)の層相を呈するニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物が認められる。
 - ・岩内平野西部においては、梨野舞納露頭で火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む火山灰質砂質シルトは認められるが、これ以外に、火碎流堆積物も含め、主に火山碎屑物からなる堆積物は認められない。また、岩内台地においても、火碎サージ由來か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる。
 - ・積丹半島西岸において、主に火山碎屑物からなる堆積物は、以下に示すものが認められる。
 - ✓火碎サージ由來か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
 - ✓阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物
 - ・敷地においては、支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められるが、主に火山碎屑物からなる堆積物若しくは軽石又はスコリアを含む堆積物は認められない。

(次頁へ続く)

※8 ニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)に対比される火山灰を「対象火山灰」と呼称している。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(5/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

[洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価](検討の詳細は補足説明資料1のP170～P178参照)

- P18～P21に示す通り、敷地及び敷地近傍における当社地質調査の結果、共和町幌似付近に軽石が混じる洞爺火碎流堆積物(火碎流本体)が、岩内平野南方の老古美周辺にニセコ火山噴出物(火碎流堆積物)が認められるが、これらの堆積物は、岩内平野西部、敷地及び敷地を越えた積丹半島西岸には認められないと評価した。
- 一方、洞爺火碎流については、幌似付近以西において堆積物を確認している文献はないが、推定に基づき、岩内湾までの分布を示しているものや、敷地方向とは異なるが、敷地から洞爺カルデラまでの距離(約55km)よりも遠方に到達しているとするものが認められる。
- この状況に加え、当社地質調査及び文献調査による検討の結果、洞爺火碎流堆積物の火口からの距離と層厚の関係には、洞爺カルデラから概ね敷地方向(北～北西方向)に位置する地点に限定した場合、明瞭な傾向は認められないが、大局的には、距離の増加に応じ層厚が小さくなる傾向が認められることから(詳細は3章参照)、共和町幌似付近において洞爺火碎流本体の最大層厚が約22mあることを踏まえると、火碎流本体は層厚を減じながら幌似付近を越えた範囲に到達していた可能性も考えられる。
- また、岩内平野西部において、堀株川付近に、洞爺火碎流堆積物堆積以降に堆積した沖積層が認められる。
- このため、洞爺火碎流本体は、岩内平野西部において確認されないものの、共和町幌似付近を越えて堀株川沿いの低地を流下し、現在の岩内湾に到達した後、削剥された可能性を否定できない。
- 以上を踏まえると、堀株川沿いの延長方向に敷地は位置し、敷地には洞爺火碎流本体又は火碎サージの到達を示唆する堆積物等は認められないが、敷地のうちMm1段丘(MIS5e)より低標高側(海側)については、1.2号炉建設前は、標高0m付近に波食棚が分布する状況であったことから、MIS5e(Mm1段丘)より新しい時代の堆積物は保存されておらず、堀株川沿いの低地に流下した火碎流堆積物が敷地に到達した可能性について検討出来ない状況にある。
- また、敷地を挟む岩内平野西部及び積丹半島西岸においては、Mm1段丘堆積物上位に洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物が認められ、当該堆積物を火碎サージ由来か降下火碎物由來か厳密に区分することは難しい。



[洞爺火碎流の敷地への到達可能性評価結果]

- 敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流本体が到達した可能性を否定できない。
- 敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない。

(次頁へ続く)

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

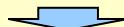
【検討結果】(6/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

[F-1断層開削調査箇所に認められる堆積物の解釈]

- また、洞爺火碎流堆積物が削剥された可能性検討の結果も踏まえ、敷地造成に伴う改変により消失しているF-1断層開削調査箇所に示された以下の堆積物の解釈も実施した（検討の詳細については、1.5.2章参照）。
 - ・1982年夏頃に作成したF-1断層開削調査箇所（1,2号炉調査時）のスケッチの地表付近に示された火山灰（黄灰色）（下位）、火山灰（黄灰色）（上位）、火山灰（灰白色）及び火山灰質シルト
- F-1断層開削調査箇所の地層区分については、断層調査に関する検討の結果、下位から、「基盤岩」、「MIS7か或いはそれより古い海成層」、「河成の堆積物」及び「陸成層」に区分しており、火山灰等の記載は、陸成層中に認められるものである。



[F-1断層開削調査箇所に認められる堆積物の解釈]

- F-1断層開削調査箇所は、Mm1段丘よりも高標高側（山側）であることから、スケッチに火山灰等と記載されている堆積物は、洞爺火碎流本体に対比されるものではない。断層調査の結果、高位段丘堆積物等（MIS7以前）※9の上位には、明瞭な火山灰を含む地層は認められず、表土直下において支笏第1降下軽石（Spfa-1）、洞爺火山灰（Toya）及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が敷地に認められる。
- F-1断層開削調査箇所のスケッチに火山灰等と記載されている複数の堆積物のうち、表土直下に分布する火山灰（灰白色）及び火山灰質シルトは、スケッチに示されるとおり、旧地表面に沿って堆積しており、比較的新しい堆積物であると考えられることを踏まえると、上記と同様、火山ガラスが混在する堆積物であると推定される。
- また、火山灰（灰白色）は、スケッチにおいて陸成層下部を侵食しているように見えることから、火山灰（灰白色）とその下位に位置する火山灰（黄灰色）には時間間隙が存在するものと考えられる。
- このため、火山灰（黄灰色）については、積丹半島西岸及び岩内平野において、中位段丘堆積物（MIS5e）※10の上位ではあるが、以下の堆積物が認められることを踏まえると、これらに対比される可能性が考えられる。
 - ✓ 洞爺火山灰（Toya）の火山ガラスを多く含む堆積物
 - ✓ 阿蘇4火山灰（Aso-4）の純層又は二次堆積物
- しかし、敷地及び敷地近傍には高位段丘堆積物等（MIS7以前）の上位にF-1断層開削調査箇所のスケッチに認められる火山灰（黄灰色）に対比される堆積物が認められないことを踏まえると、火山灰（黄灰色）については、噴出年代及び給源が不明な降下火碎物である可能性を否定できない。
- なお、F-1断層開削調査箇所以外にも、露頭が消失している又はボーリングコアが現存していないものについて、F-1断層開削調査箇所に認められる火山灰等と同様な堆積物が確認されていることから、これらの堆積物についても解釈を実施しており、その解釈については次頁に示す。

※9 Hm3段丘堆積物、Hm2段丘堆積物及びHm2段丘堆積物相当層。

※10 Mm1段丘堆積物。



○敷地及び敷地近傍における当社地質調査の結果、以下の火山噴出物が認められる。

- ・敷地近傍（I）の共和町幌似付近において、洞爺火碎流堆積物が認められる。
- ・敷地近傍（I）の老古美周辺においてニセコ火山噴出物（火碎流堆積物）及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物が認められる。
- ・敷地近傍（I）～（III）において火碎サージ由来か降下火碎物由来か厳密に区分することは難しい洞爺火山灰（Toya）の火山ガラスを多く含む堆積物が認められる。
- ・積丹半島西岸において、阿蘇4火山灰（Aso-4）の純層又は二次堆積物（地理的領域外に給源を持つ降下火碎物由來）が認められる。

○このうち、洞爺火碎流堆積物については、敷地への到達可能性を以下のとおり評価した。

- ・敷地のうち、Mm1段丘より低標高側に洞爺火碎流本体※11が到達した可能性を否定できない。
- ・敷地のうち、Mm1段丘より高標高側については、火碎サージが到達した可能性を否定できない。

(次頁へ続く)

※11 当社は、洞爺火碎流堆積物のうち、目視可能な大きさの軽石が認められるものを、洞爺火碎流本体と呼称している。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【検討結果】(7/7)

一部修正(R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

- 至近に実施した敷地内断層の活動性評価に関する当社地質調査の結果、高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位には、明瞭な火山灰を含む地層は認められず、表土直下において支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰に対比される火山ガラスが混在する堆積物が認められる。
- F-1断層開削調査箇所のスケッチに火山灰等と記載されている複数の堆積物のうち、表土直下に分布する火山灰(灰白色)及び火山灰質シルトは、スケッチに示されるとおり、旧地表面に沿って堆積しており、比較的新しい堆積物であると考えられることを踏まえると、上記と同様、火山ガラスが混在する堆積物であると推定される。
- また、火山灰(灰白色)は、スケッチにおいて陸成層下部を侵食しているように見えることから、火山灰(灰白色)とその下位に位置する火山灰(黄灰色)には時間間隙が存在するものと考えられる。
- このため、火山灰(黄灰色)については、積丹半島西岸及び岩内平野において、中位段丘堆積物(MIS5e)の上位ではあるが、以下の堆積物が認められることを踏まえると、これらに对比される可能性が考えられる。
 - ✓洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物
 - ✓阿蘇4火山灰(Aso-4)の純層又は二次堆積物
- しかし、敷地及び敷地近傍には高位段丘堆積物等(MIS7以前)の上位にF-1断層開削調査箇所のスケッチに認められる火山灰(黄灰色)に対比される堆積物が認められないことを踏まえると、火山灰(黄灰色)については、噴出年代及び給源が不明な降下火砕物である可能性を否定できない。

- F-1断層開削調査箇所以外にも、露頭が消失している又はボーリングコアが現存していないものについて、以下に示す堆積物が確認されていることから、これらの堆積物についても解釈を実施している(詳細については、1.5.2章参照)。
 - ・3号炉調査時の露頭(b～d地点)及び平成25年度造成工事時の露頭(e地点)で確認された火山灰質シルト
 - ・1,2号炉調査時のA-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされている砂質シルト
 - ・1,2号炉調査時のB-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされているシルト及び粘土

[3号炉調査時の露頭及び平成25年度造成工事時の露頭で確認された火山灰質シルトの解釈]

- 3号炉調査時の露頭(b～d地点)及び平成25年度造成工事時の露頭(e地点)において表土直下に火山灰質シルトと記載されている堆積物は、同じくHm3段丘面の背後斜面に位置するC-3トレーニング(断層調査)との層相・層序対比の結果、支笏第1降下軽石(Spfa-1)、洞爺火山灰(Toya)及び対象火山灰^{*1}に対比される火山ガラスが混在する堆積物であると推定される。
- なお、b地点とc地点の間に位置する3号炉調査時の3H-2ボーリングの柱状図には、同じく表土直下に“火山灰質”的記載が認められ、当該箇所における火山灰分析(組成分析)の結果、火山ガラスがほとんど含まれていないことを確認している。

[1,2号炉調査時のA-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされている砂質シルトの解釈]

- A-10ボーリングに認められる砂質シルトは、本ボーリングと同位置で実施した開削調査箇所(北側)(断層調査)において、海成堆積物であるM3ユニット中に認められる、火山ガラスが含まれない砂質シルトに対比されることから、主に火山碎屑物からなるものではないと推定される。

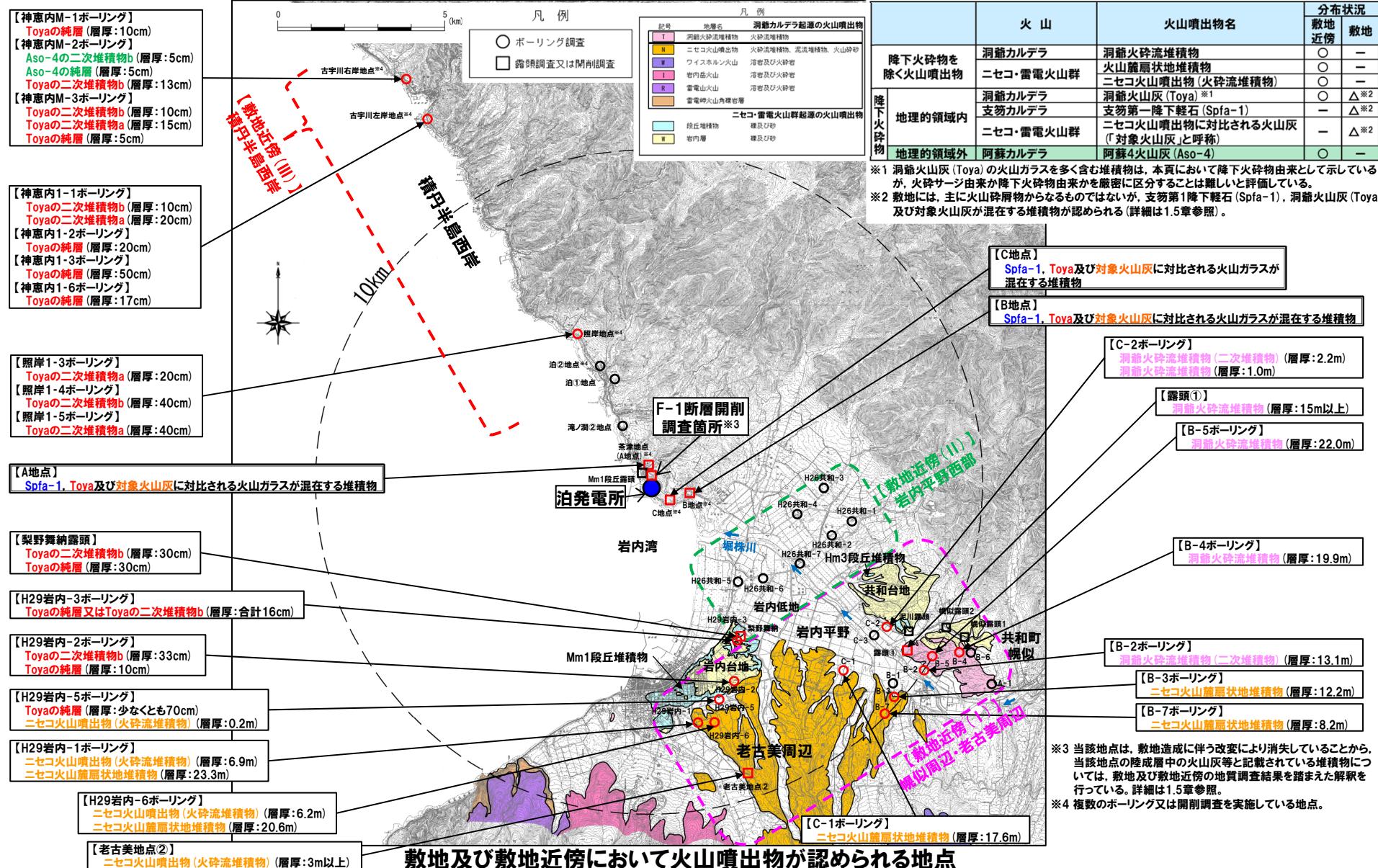
[1,2号炉調査時のB-10ボーリングの柱状図に“火山灰質”との記載がなされているシルト及び粘土の解釈]

- B-10ボーリングに認められるシルト及び粘土は、敷地全体のバネルダイアグラム作成の結果^{*2}、MIS7直後又はMIS9直後の河成の堆積物であるTf4ユニットに区分されるものである。
- Tf4ユニット堆積以前に降灰した可能性がある火山灰のうち、敷地及び敷地近傍の地質調査において認められる火山灰は、堆積物中に混在する対象火山灰^{*1}のみであることから、当該堆積物は、対象火山灰^{*1}が混在する堆積物に区分される可能性が考えられる。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

【地質調査結果】

一部修正(R5/7/7審査会合)



1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

① 降下火碎物の純層、二次堆積物等への細区分の考え方（1/2）

一部修正（R5/1/20審査会合）

【純層、二次堆積物等への細区分の考え方】

- これまで（R3.10.14審査会合以前）、洞爺火山灰（Toya）及び阿蘇4火山灰（Aso-4）の降灰層準※に相当すると評価した堆積物等について、降下火碎物の純層、二次堆積物等への細区分を実施した。
- 細区分に当たっては、降下火碎物の純層及び二次堆積物を以下のとおり定義した。
 - ・「純層」：ある火山噴火イベントから噴出した降下火碎物（本質物）が直接降って形成された層であり、構成物が主に本質物からなる。
 - ・「二次堆積物」：いったん堆積した降下火碎物（本質物）が、再堆積して形成されたものであり、移動を示唆する堆積構造や現地性の異質物質等の混在が認められるもの。
このうち、構成物が主に本質物からなるものを“二次堆積物a”，構成物中における本質物の占める割合が純層及び二次堆積物aと比較して低いものを“二次堆積物b”と呼称する。
- 上記定義を踏まえ、堆積構造の有無、異質物質等の混在の有無、火山ガラスの粒子数等に着目し、細区分を実施した。
- このうち、火山ガラスの粒子数については、以下のとおり基準を設けた。
 - (主に本質物からなるものの基準)
 - ・町田ほか（1987）において洞爺火山灰（Toya）が分布するとされている地域における当社地質調査（梨野舞納露頭）の結果、火山ガラスの粒子数が1000/3000粒子以上認められることから、基準を1000/3000粒子以上とする。
 - (本質物の占める割合が純層及び二次堆積物aと比較して低いものの基準)
 - ・火山ガラスの粒子数が1000/3000粒子未満から300/3000粒子（含有比10%）以上のものと設定し、300/3000粒子未満である堆積物は、火山ガラスが混在する堆積物とする。
- 降下火碎物の純層、二次堆積物等への細区分の基準及び模式図を次頁に示す。
- なお、「純層」は、今後説明予定である「5.個別評価の結果を受けた原子力発電所への火山事象の影響評価」における降下火碎物の層厚評価の検討対象とする。
- 「二次堆積物」のうち、“二次堆積物a”は、構成物が主に本質物からなるものであることを踏まえ、保守的に降下火碎物の層厚評価の検討対象とする。

※下方から鉛直方向に火山ガラスの粒子数を確認し、粒子数が急増する箇所を降下火碎物の降灰層準に認定している。

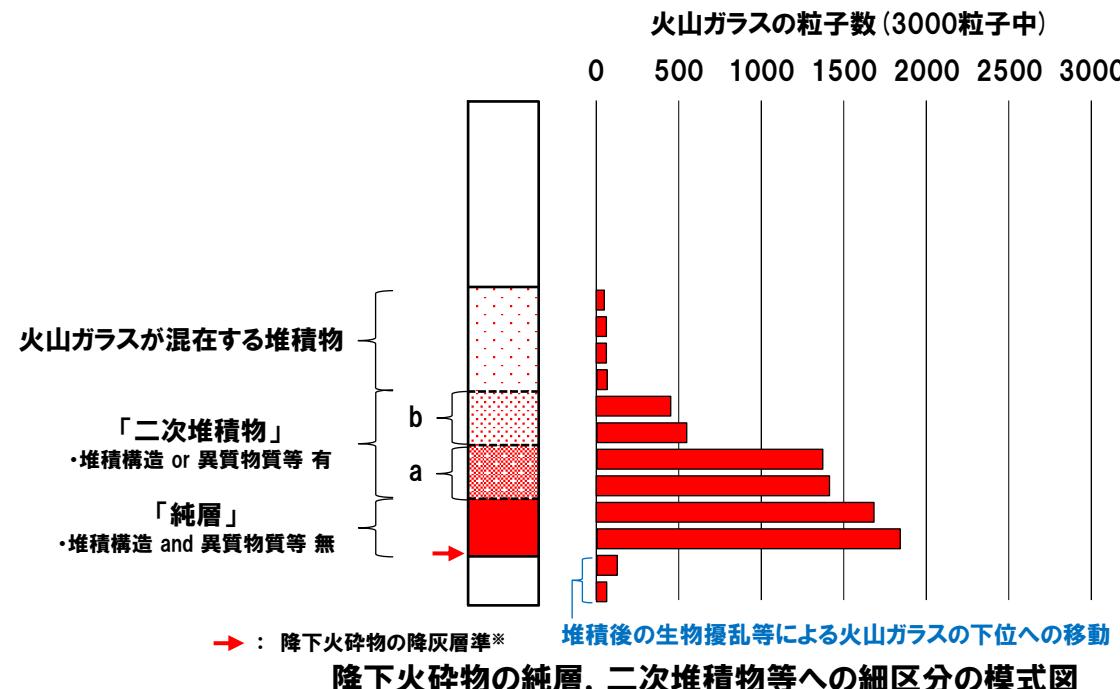
1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

① 降下火碎物の純層、二次堆積物等への細区分の考え方 (2/2)

一部修正 (R5/1/20審査会合)

降下火碎物の純層、二次堆積物等への細区分の基準

細区分結果		堆積構造の有無 又は 異質物質等の混在	火山ガラスの粒子数	影響評価における 降下火碎物の層厚評価 の検討対象
火山ガラスが 混在する堆積物		—	300/3000粒子未満	×
二次堆積物	b	有	300/3000粒子以上, 1000/3000粒子未満	×
	a	有	1000/3000粒子以上	○
純層		無	1000/3000粒子以上	○



1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (1/6)

一部修正 (R5/1/20審査会合)

○敷地近傍に認められる洞爺火山灰に対比される火山ガラスを多く含む堆積物については、敷地近傍(Ⅰ)に洞爺火碎流堆積物が認められることを踏まえると、火碎流堆積物由来であるか降下火碎物由来であるかを明確にする必要がある。

○しかし、一般的に火碎流は、火山灰を主体とし、基質中に軽石や石質岩片が散在する本体以外にも、火碎サージと呼ばれる堆積物等も生成することから、これらも含めた火碎流堆積物及び降下火碎物の特徴について文献レビューを行った。

[文献レビュー①: 火碎流堆積物及び降下火碎物の一般的な特徴]

(火碎流本体)

早川(1991)及び吉田ほか(2017)によれば、火碎流堆積物*は主に以下の特徴を持つとされている。

- ・火山から何十kmも離れた地点まで10cm程度の軽石や2~3cmの岩片を運ぶことができる
- ・火碎流の流れは、頭部、腹部、尾部からなり、腹部では、火碎流堆積物の大部分を占める火山灰を主体とする基質中に軽石や岩片が散在する層(狭義の火碎流堆積物)が形成される
- ・堆積物の分級が悪い

(火碎サージ)

早川(1991)及び吉田ほか(2017)によれば、火碎サージとは火碎物と空気や火山ガスの混合物からなる、気体含有率の高い低密度流体の地表に沿った高速な流れであるとされ、その堆積物は主に以下の特徴を持つとされている。

- ・地形に沿って低い場所に積もり、塊状のこともあるが、通常、成層しており、多数のラミナからなる。それぞれのラミナは薄くて、低角斜交葉理からなるデューン構造と正級化葉理を示すことが多い
- ・火碎流の頭部や腹部の上面から細かい粒子が排出され、これが大気と混合して希薄な灰雲(ash-cloud)が生じるが、これはゆっくりと降下し、薄層として堆積する。この層は、火山灰雲サージ堆積物(ash-cloud surge deposit)とその上部の火山灰雲降下火碎堆積物(ash-cloud fallout deposit)に区分される
- ・火山灰雲サージ堆積物は、火碎流堆積物の直上やその周囲に分布し、高温酸化のために赤味を帯びていることが多い

(降下火碎物)

吉田ほか(2017)によれば、給源で生じた噴煙柱から風に流されて運搬されてきたものを降下火碎物(pyroclastic fall)と呼ぶとされる。また、火碎流から生じた灰雲が大気中を浮上し地上に落下したもの(co-ignimbrite ash fall)も降下火碎物に含まれ、これらの堆積物は主に以下の特徴を持つとされている。

- ・運搬の過程で分級されるため、1回の噴火で放出された火碎粒子が落下し地表や水底にそのまま低地した降下堆積単位内では、粒径の揃った淘汰された堆積物となる

*ここでは、給源から数十km離れた地点における火碎流堆積物の特徴を整理しているため、給源近傍における火碎流堆積物の特徴は考慮していない。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (2/6)

一部修正 (R5/1/20審査会合)

(前頁からの続き)

○また、文献レビュー①に加えて、洞爺火碎流堆積物及び洞爺火山灰 (Toya) の地域的な特徴についてもレビューを行った。

[文献レビュー②: 洞爺火碎流堆積物及び洞爺火山灰 (Toya) の地域的な特徴]

(火碎流本体)

Goto et al. (2018) 及び産業技術総合研究所 (2022) によれば、敷地近傍 (I) に位置する共和町幌似付近に認められる火碎流堆積物は、主に軽石に富むものとされている。

(火碎サージ)

Amma-Miyasaka et al. (2020) 及び産業技術総合研究所 (2022) によれば、給源から約80km東方の厚真町で認められる火碎サージ (ash-cloud surge) 堆積物について、以下の特徴を持つとされている。

- ・数mm以下の軽石を含む基質支持の堆積物である
- ・細粒の火山灰基質が大部分を占めており、淘汰の悪い噴出物である

(降下火碎物)

町田ほか (1987) によれば、北日本の各地における洞爺火山灰 (Toya) について、以下の特徴を持つとされている。

- ・洞爺火山灰 (Toya) は、下北半島北部、渡島半島一帯では火山灰層の下部に細粒軽石を介在させるものの、細粒の火山ガラスを主体とする降下火山灰層である



○文献レビュー①及び②の結果、一般的に火碎流本体は、軽石を含むものと考えられ、洞爺火碎流については、火碎流本体、火碎サージともにその特徴を有する。

○文献レビュー②の町田ほか (1987) を踏まえると、洞爺カルデラから北西側に位置する敷地近傍は、降下火碎物 (洞爺火山灰 (Toya)) に軽石が含まれず、細粒ガラスを主体とする地域と考えられる。

○これらのことから、敷地近傍においては、洞爺火山灰 (Toya) の火山ガラスを多く含む堆積物について、火碎流堆積物由来か、降下火碎物由来かを区分する指標として、軽石の存否は有効と考えられる。

○しかし、文献レビュー①及び②の結果、火碎流本体と比較して細粒な火碎サージについても、目視可能な大きさの軽石が存在するかは明確ではない。

○このため、軽石の存否以外の観点として、火碎流堆積物及び降下火碎物の淘汰度について検討を実施した。

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (3/6)

一部修正 (R5/7/7審査会合)

○文献レビュー①及び②を踏まえて、火碎流堆積物及び降下火碎物の淘汰度・粒度組成に関する文献レビューを行った。

[文献レビュー③: 火碎流堆積物及び降下火碎物の淘汰度・粒度組成]

(中村ほか, 1963)

- ・火山碎屑物の噴出、運搬の機構や、堆積物の性質について述べた中村ほか (1963) をレビューした。
- ・気流にのって運搬されてゆく間に、粒子の降下速度の相異によって分級作用が働くとされている。
- ・降下火碎物は、この様な分級作用をうけて堆積するから、その粒度組成は非常に分級がよいとされている。
- ・これは火碎流堆積物が極めて分級の悪いことと対照的であるとされている。
- ・粒度分布曲線は粗粒部が鋭く切られ、分級作用の影響を示すとされており、モードの位置は粗粒部に偏るのが普通で、歪度の値は正の場合が多いとされている。
- ・一方火碎流堆積物は細粒物質が常に多いとされている。
- ・降下火碎物はほとんどの場合上記の様な分級のよい粒度組成を示すが、時には極めて悪く、粒度組成だけでは火碎流堆積物と区別できない事があるとされている。たとえば火口付近の堆積物、爆発がくり返され粒度の異なる単位層が重なり合った場合などは、全体としての分級は悪いとされている。

(Walker, 1971)

- ・1600に及ぶサンプルの分析を基に、降下火碎物と火碎流堆積物の Md_{ϕ} (中央粒径) と σ_{ϕ} (粒度偏差) のプロットを示している Walker (1971) をレビューした。
- ・降下火碎物と火碎流堆積物は領域が重なる部分があるものの、大局的には区別できるとされている(次頁左図参照)。
- ・領域が重なる部分は、流水の影響を受けた降下火山灰と薄い火碎流堆積物(火碎サージ堆積物等)を含み、平均的な降下火碎物よりも分級が悪く、典型的な火碎流堆積物よりも分級が良い傾向があるとされている。
- ・堆積物の生物攪乱により、堆積物が破壊され、 σ_{ϕ} の値が著しく増加することがあるとされている。

(柴田・長谷川, 2022)

- ・一連の噴火に伴う各ユニットの粒度組成を比較した例として、屈斜路カルデラのKp I 噴火の事例 (柴田・長谷川, 2022) をレビューした。
- ・対象となるKp I 噴火は、7つのユニットに区分され、Unit 1, 3, 5は降下軽石層、Unit 2, 4, 6は火山豆石を多量に含む降下火山灰層、Unit 7は軽石流堆積物とされている。
- ・上記7つのユニットの粒度組成をWalker (1971) による降下火碎物、火碎流堆積物の領域とともに Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図にプロットしたとされており、大部分は降下火碎物と火碎流堆積物の重複領域に示されている(次頁右図参照)。

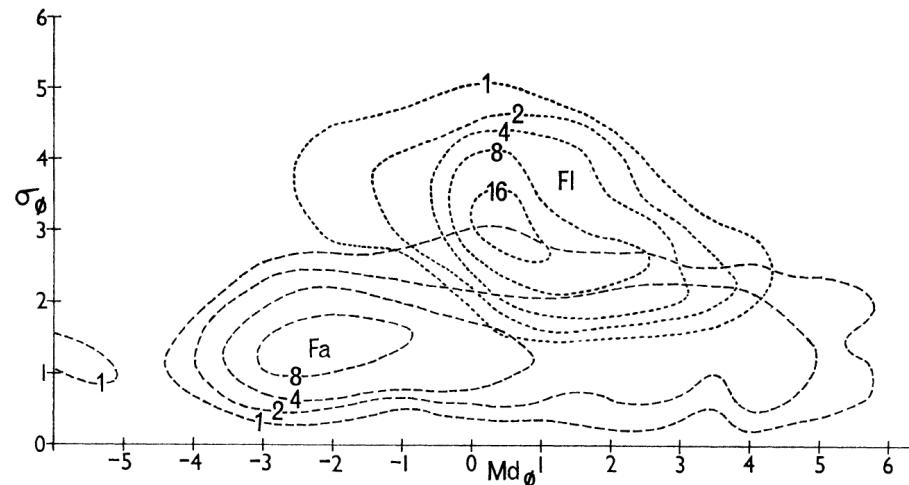


(P32へ続く)

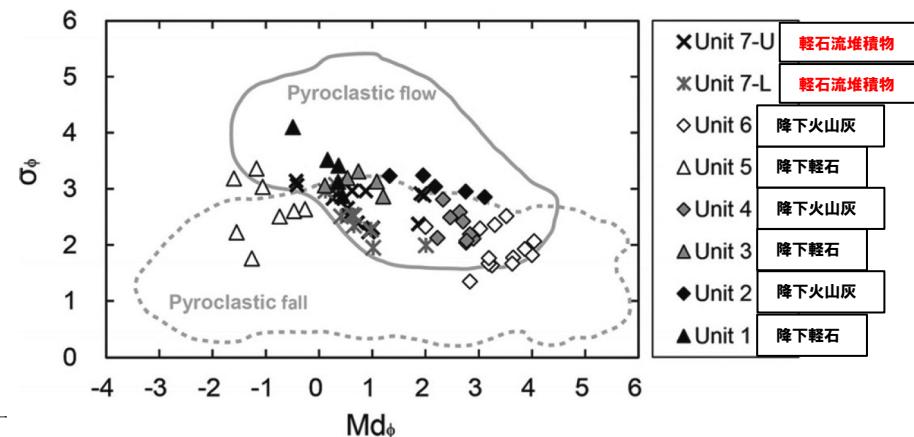
1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (4/6)

再掲 (R5/7/7審査会合)



Walker (1971)による Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図
(図中のFlが火碎流堆積物、Faが降下火碎物のプロット範囲を示す)



屈斜路Ⅰ火碎流堆積物の各ユニットの Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図
(柴田・長谷川 (2022) に加筆)

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (5/6)

(P30からの続き)

- また、文献レビュー③に加えて、共和町幌似付近（露頭①）に認められる洞爺火碎流堆積物（No.1～No.5）と、R5.1.20審査会合時点で、降下火碎物由来と評価した積丹半島西岸及び岩内平野西部に認められる以下の堆積物について、粒度分析（粒径-3Φ～4Φ：ふるいによる分析、粒径4Φ以下：レーザー回折法による分析）を実施し、淘汰度及び中央粒径を算出した。

【岩内平野西部】(梨野舞納露頭の露頭写真はP162参照)

- ・梨野舞納露頭 No.1, No.2: 火山灰質砂質シルト
(試料採取標高約24m)

【積丹半島西岸】(各ボーリングコア写真・柱状図は1.4章参照)

- ・神恵内1-3ボーリング：火山灰※1（試料採取深度7.58～7.65m）
 - ・神恵内M-1ボーリング：火山灰※1（試料採取深度14.40～14.50m）
 - ・神恵内M-2ボーリング：火山灰※2（試料採取深度9.50～9.55m）

○粒度分析から得られた中央粒径と算出した淘汰度のグラフを
Walker (1971) による $Md_{\phi} - \sigma_{\phi}$ の関係図に重ねたものを右図に示す。

*1 R5.1.20審査会合時点で、火山ガラスの粒子数等から、洞爺火山灰(Toya)の純層と評価している。

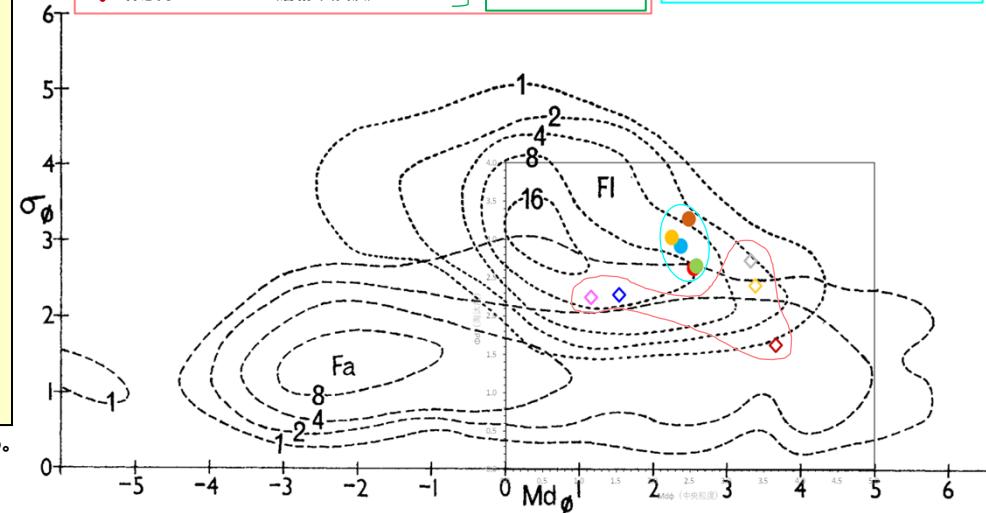
※2 阿蘇4火山灰(Aso-4)が降下火碎物であることは、給源との距離から明確であるが、それ以外の堆積物との比較のために分析を実施している。

(凡 例) R5.1.20審査会合時点で、降下火碎物由来と評価した堆積物

- ◆ 梨野舞納露頭 No.1(層相:火山灰質)
 - ◆ 梨野舞納露頭 No.2(層相:火山灰質)
 - ◆ 神恵内1-3ボーリング(層相:火山灰質)
 - ◆ 神恵内M-1ボーリング(層相:火山灰質)
 - ◆ 神恵内M-2ボーリング(層相:火山灰質)

- ◆ 梨野舞納露頭 No.1(層相:火山灰質砂質シルト)
- ◆ 梨野舞納露頭 No.2(層相:火山灰質砂質シルト)
- ◆ 神奈川1-25-11a(横浜市神奈川区)

- 露頭① No.1 (層相: 軽石混じり火山灰)
 - 露頭① No.2 (層相: 軽石混じり火山灰)
 - 露頭① No.3 (層相: 軽石混じり火山灰)
 - 露頭① No.4 (層相: 軽石混じり火山灰)
 - 露頭① No.5 (層相: 軽石混じり火山灰)



Walker (1971) による Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図に当社追加粒度分析結果を加筆

- 文献レビュー③の結果、火碎流堆積物であるか降下火碎物であるかを区分する上で、淘汰度・粒度組成を指標とすることは、一定の有効性があるものと考えられる。
 - しかし、両堆積物の粒度組成は重複する部分も多く、火碎サージ堆積物の多くはこの領域に分布すると考えられる。
 - 粒度分析結果についても、以下に示す状況から、一定の有効性を支持するものと考えられるが、積丹半島西岸及び岩内平野西部に認められる降下火碎物由来と評価した堆積物は、Walker (1971) の Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図における火碎流堆積物と降下火碎物の粒度組成が重複する部分（火碎サージ堆積物の多くが分布すると考えられる領域）に概ねプロットされることから、降下火碎物と火碎サージ堆積物との厳密な区分は難しいものと考えられる。
 - ・幌似付近に認められる洞爺火碎流堆積物の中央粒径及び淘汰度は、Walker (1971) の Md_{ϕ} - σ_{ϕ} 関係図における火碎流の範囲にプロットされる。
 - ・R5.1.20審査会合時点において、降下火碎物由来と評価した堆積物は、幌似付近に認められる洞爺火碎流堆積物と比較して、概ね淘汰度が良い（ σ_{ϕ} が低い）傾向が認められる。

(次頁へ続く)

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討

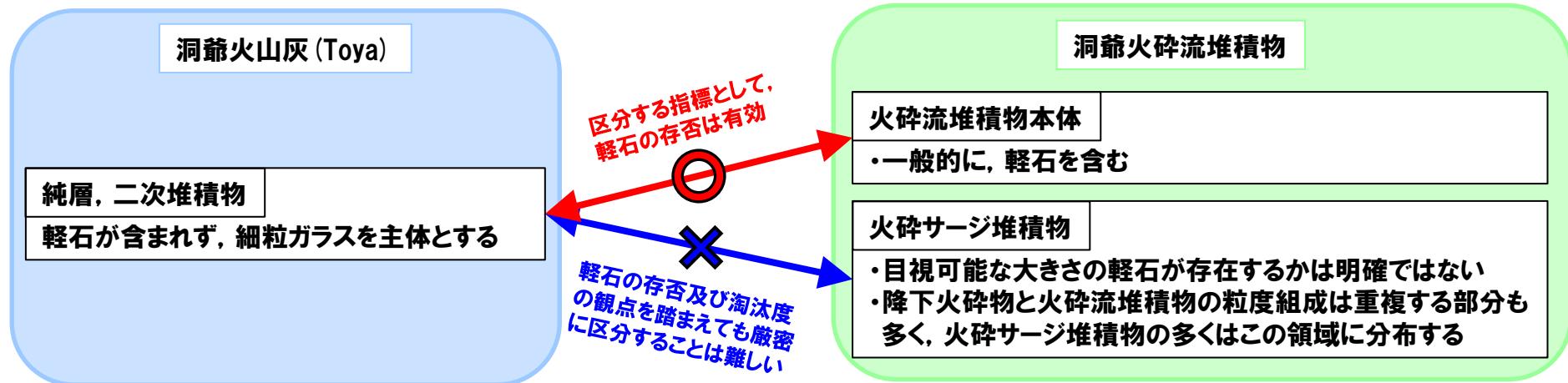
② 火碎流堆積物及び降下火碎物の区分の考え方 (6/6)

一部修正 (R5/7/7審査会合)

(前頁からの続き)



- 敷地近傍においては、洞爺火山灰 (Toya) の火山ガラスを多く含む堆積物について、目視可能な大きさの軽石が認められない場合、洞爺火碎流本体ではないとの判断は可能であるが、火碎サージ由来か降下火碎物由来かを厳密に区分することは難しい。



洞爺火山灰 (Toya) と洞爺火碎流堆積物の区分の概要

目 次

1. 敷地及び敷地近傍の火山噴出物に関する検討	P. 9
1. 1 【敷地近傍（Ⅰ）】幌似周辺で実施した地質調査結果	P. 35

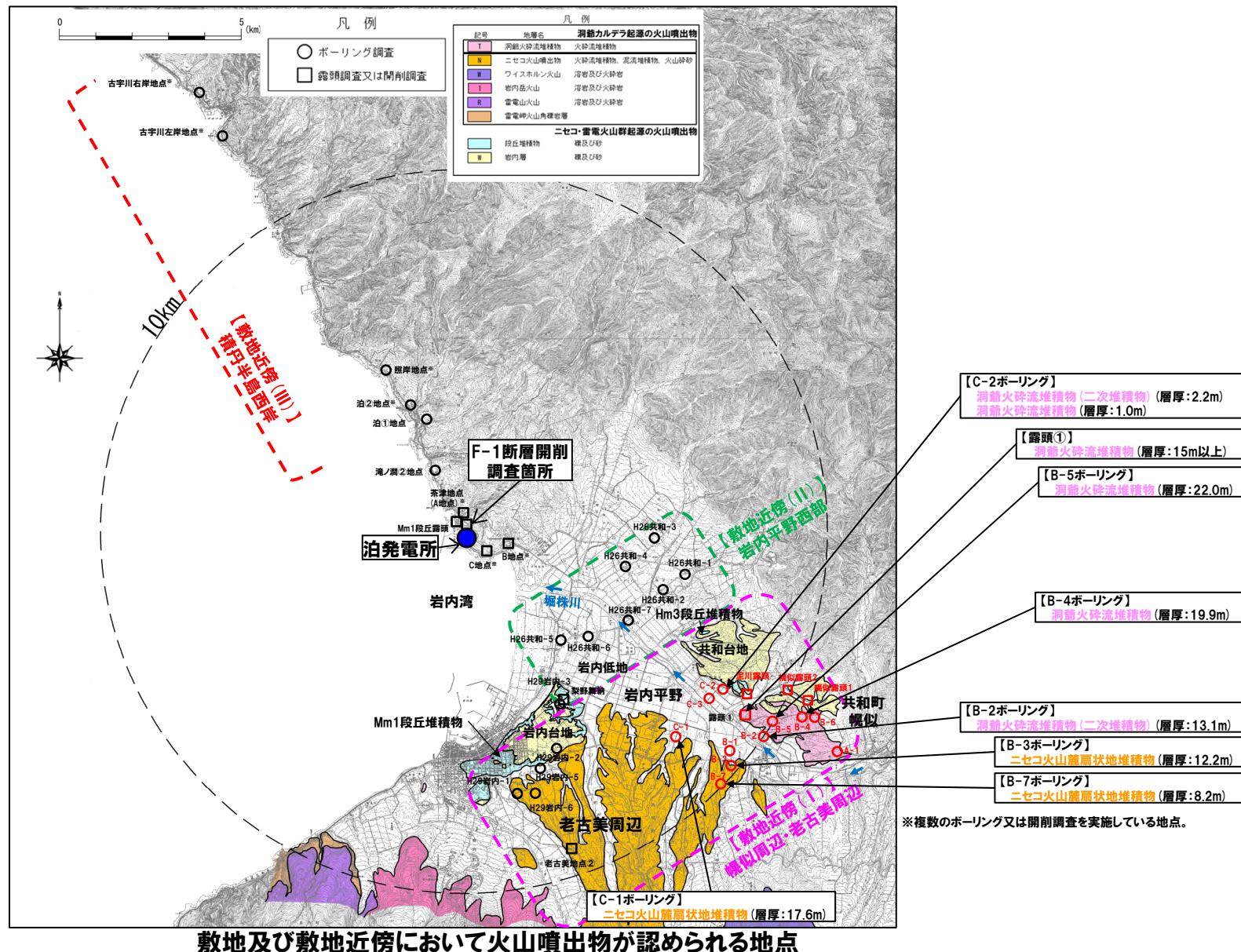
1. 2	・本章の説明内容	
1. 3	【まとめ】	
1. 4	【調査位置図】	
1. 5	①-1 露頭①(露頭観察結果)	
2. ワイ	①-2 露頭①(薄片観察結果)	
3. 支笏	②-1 A-1地点(ボーリングコア写真)	
参考文献	②-2 A-1地点(ボーリング柱状図)	
	③-1 B-1地点(ボーリングコア写真)	
	③-2 B-1地点(ボーリング柱状図)	
	④-1 B-2地点(ボーリングコア写真)	
	④-2 B-2地点(ボーリング柱状図)	
	⑤-1 B-3地点(ボーリングコア写真)	
	⑤-2 B-3地点(ボーリング柱状図)	
	⑥-1 B-4地点(ボーリングコア写真)	
	⑥-2 B-4地点(ボーリング柱状図)	
	⑦-1 B-5地点(ボーリングコア写真)	
	⑦-2 B-5地点(ボーリング柱状図)	
	⑧-1 B-6地点(ボーリングコア写真)	
	⑧-2 B-6地点(ボーリング柱状図)	
	⑨-1 B-7地点(ボーリングコア写真)	
	⑨-2 B-7地点(ボーリング柱状図)	
	⑩-1 C-1地点(ボーリングコア写真)	
	⑩-2 C-1地点(ボーリング柱状図)	
	⑪-1 C-2地点(ボーリングコア写真)	
	⑪-2 C-2地点(ボーリング柱状図)	
	⑫-1 C-3地点(ボーリングコア写真)	
	⑫-2 C-3地点(ボーリング柱状図)	
	⑬-1 幌似露頭1(まとめ)	
	⑬-2 幌似露頭1(既往調査結果)	
	⑬-3 幌似露頭1(追加調査結果)	
	⑭-1 幌似露頭2(まとめ)	
	⑭-2 幌似露頭2(既往調査結果)	
	⑭-3 幌似露頭2(火山灰分析結果)	
	⑮-1 泥川露頭(まとめ)	
	⑮-2 泥川露頭(既往調査結果)	
	⑮-3 泥川露頭(火山灰分析結果)	

【まとめ】

- 敷地近傍（Ⅰ）の共和町幌似付近において、洞爺火碎流堆積物が認められる。
 - なお、敷地近傍（Ⅰ）のうち、共和台地に位置する幌似露頭1、幌似露頭2及び泥川露頭並びに岩内平野に位置する梨野舞納ボーリングにおいては、“赤色の火碎流様の堆積物”と評価した堆積物又は“火山灰質”等の記載がなされている堆積物が認められるが、R3.10.14審査会合以降に実施した追加地質調査・火山灰分析の結果、いずれも主に火山碎屑物からなるものではないと評価している。
- 幌似周辺で実施した地質調査結果の詳細をP37～P84に、共和台地で実施した地質調査結果の詳細をP86～P103に示す。

1. 1 【敷地近傍（Ⅰ）】幌似周辺で実施した地質調査結果

【調査位置図】



1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

①-1 露頭①(露頭観察結果)

一部修正(R5/1/20審査会合)

【露頭①】

- 当社地質調査の結果、共和町幌似付近に、軽石混じり火山灰の層相を呈する洞爺火碎流堆積物が認められる。
- 共和町幌似付近に認められる洞爺火碎流堆積物は、洞爺火碎流の各ユニットのうち、Goto et al. (2018) のUnit2又は産業技術総合研究所 (2022) のUnit5に区分され、いずれも主に軽石に富む火碎流堆積物とされており(補足説明資料1のP53~P61参照)、その層相は当社地質調査結果と一致する。



露頭①全景
(底盤標高:約20m, 上面標高:約35m)



露頭状況



露頭状況拡大 その1



露頭状況拡大 その2

①-2 露頭①(薄片觀察結果) (1/5)

再掲(R5/1/20審査会合)

- 洞爺火碎流堆積物の詳細な層相を確認するため、R3.10.14審査会合以降、薄片観察を行った。
 - 薄片試料は、共和町幌似の露頭①から採取した。



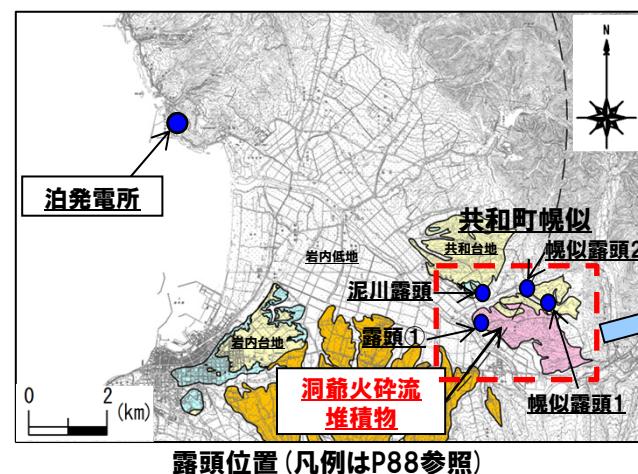
露頭①全景
(底盤標高:約20m, 上面標高:約35m)



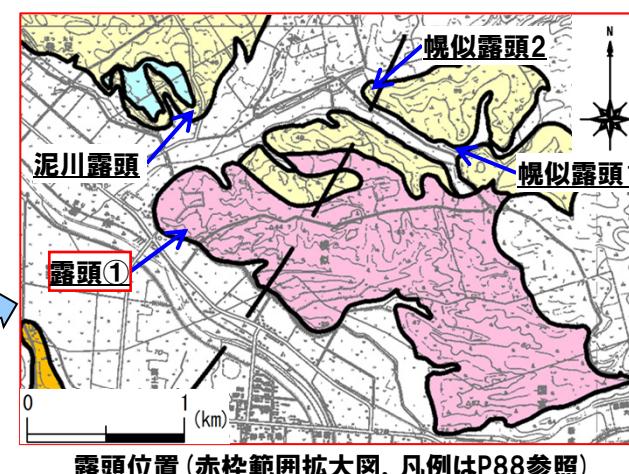
薄片試料採取位置 (標高22m)



薄片試料採取後の状況



露頭位置(凡例はP88参照)



露頭位置(赤枠範囲拡大図、凡例はP88参照)

1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

①-2 露頭①(薄片観察結果) (2/5)

一部修正(R5/1/20審査会合)

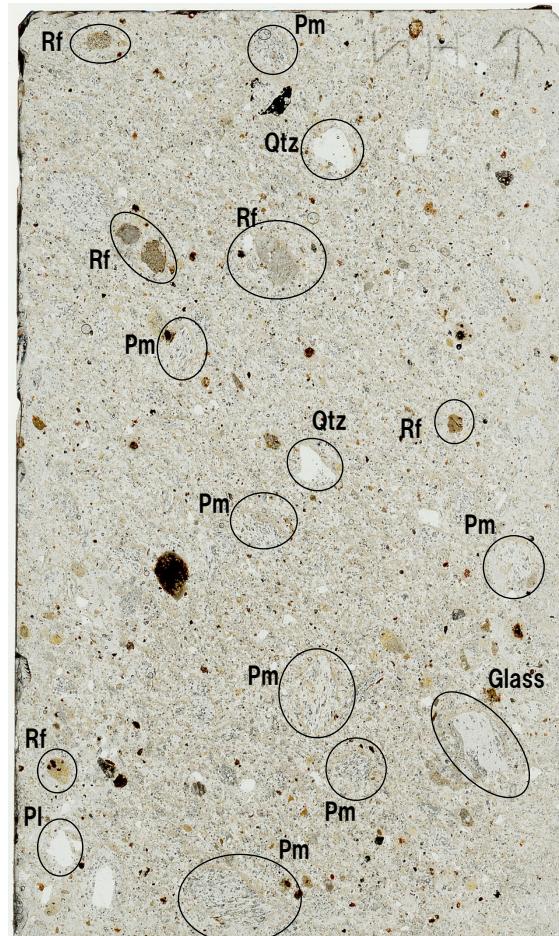
- 洞爺火碎流堆積物は、火山ガラス、軽石、岩片、斜長石、石英、少量の輝石、角閃石及びごく細粒な粒子から構成される。
- 円から梢円形の空隙(発泡痕)が発達した粒子は軽石と判断され、繊維状に引き延ばされたガラスからなる。
- 軽石を対象とした観察結果について、次頁～P43に示す。

Rf:岩片
Pm:軽石
Glass:ガラス片
Pl:斜長石
Qtz:石英



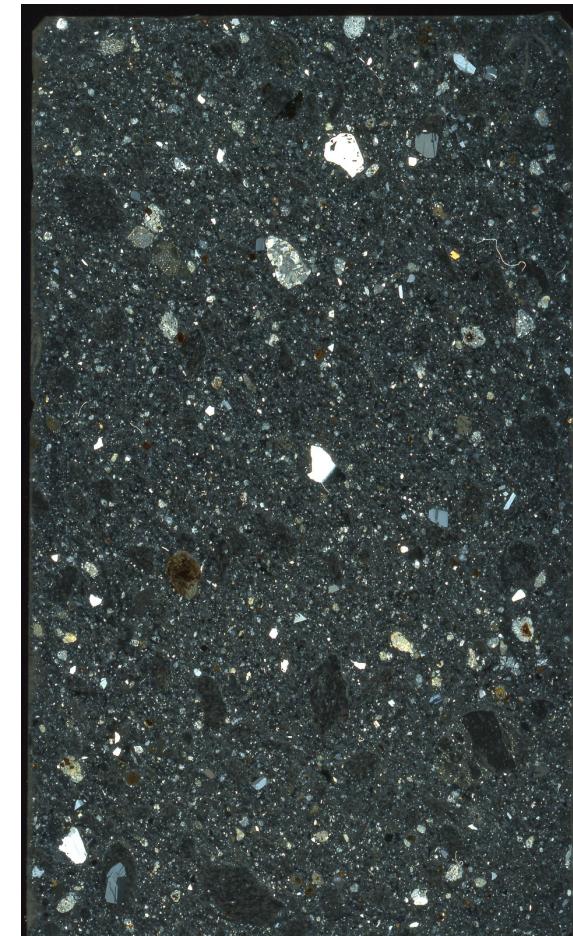
オープンニコル

10mm



オープンニコル

10mm



クロスニコル

10mm

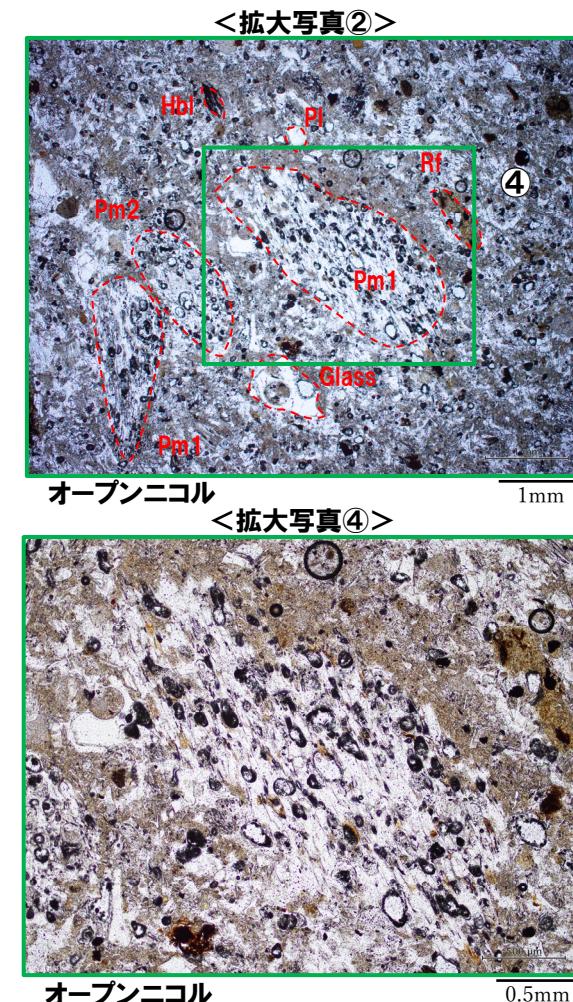
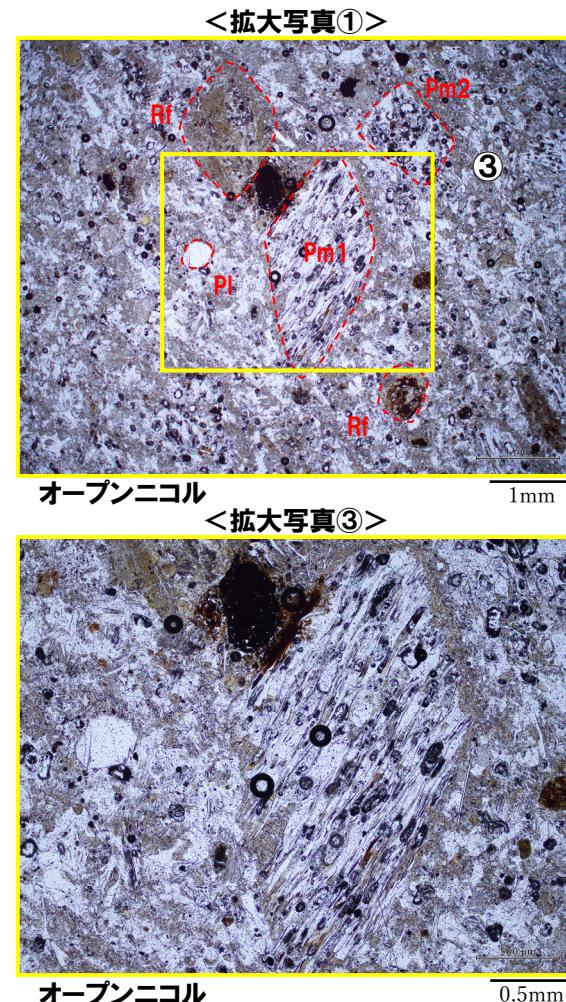
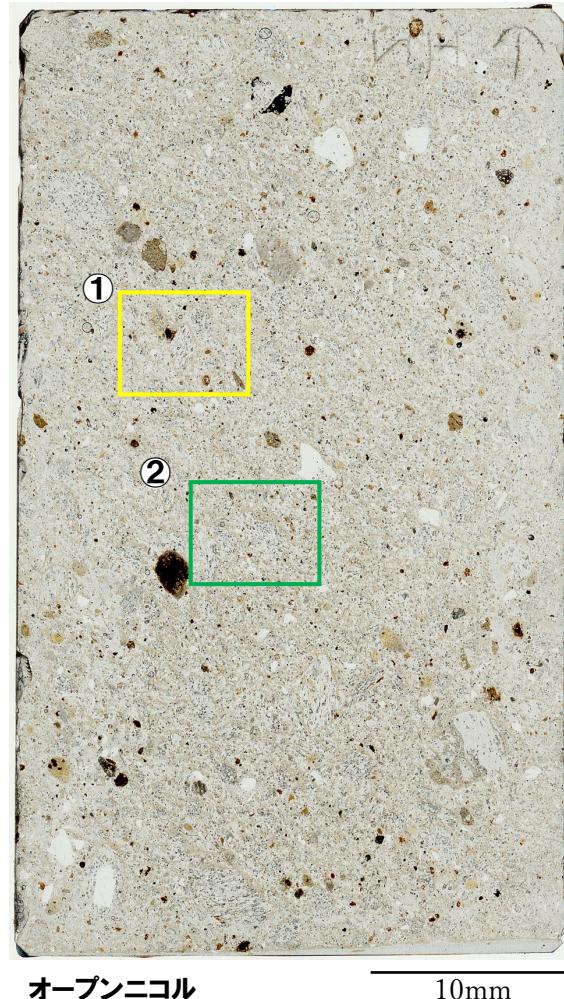
1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

①-2 露頭①(薄片観察結果) (3/5)

再掲(R5/1/20審査会合)

- 拡大写真①においては、纖維状に引き延ばされたガラスからなる軽石(Pm1)、岩片及び斜長石が認められる。
- 拡大写真②においては、拡大写真①と同様、纖維状に引き延ばされたガラスからなる軽石、岩片、ガラス片、斜長石及び角閃石が認められる。

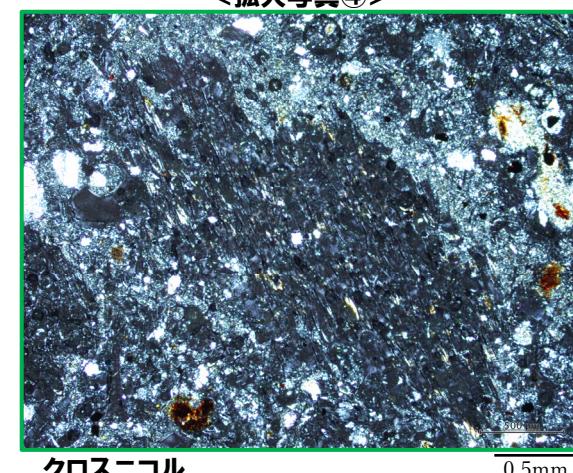
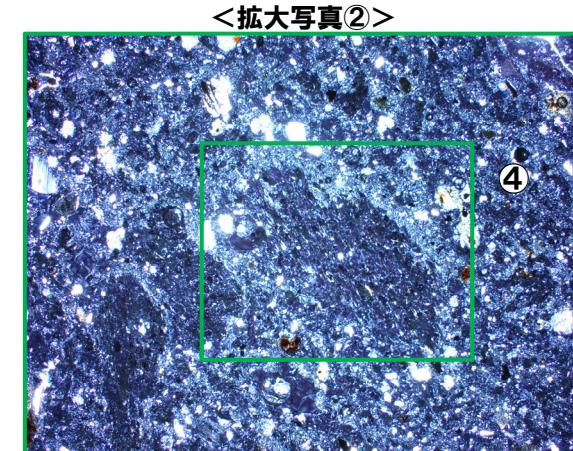
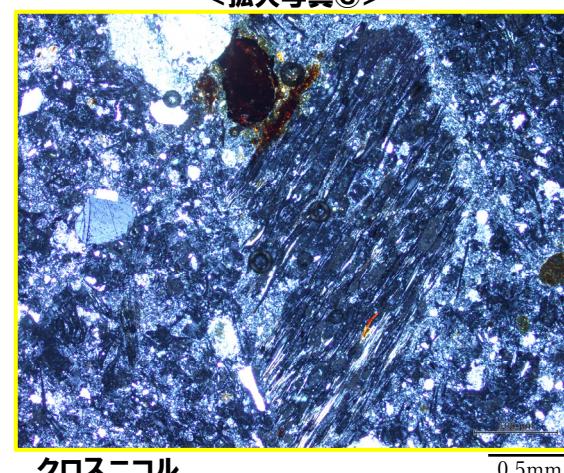
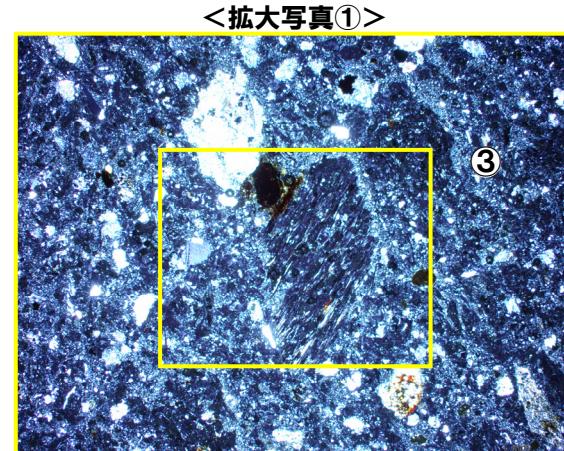
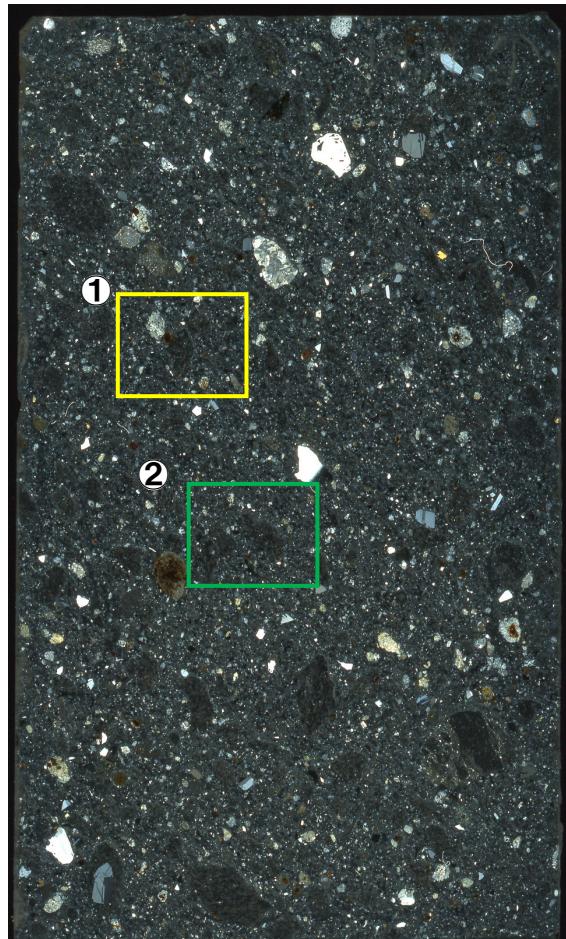
Rf:岩片
Pm1:軽石(纖維方向)
Pm2:軽石(断面方向)
Glass:ガラス片
Pl:斜長石
Hbl:角閃石



1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

①-2 露頭①(薄片観察結果) (4/5)

再掲(R5/1/20審査会合)

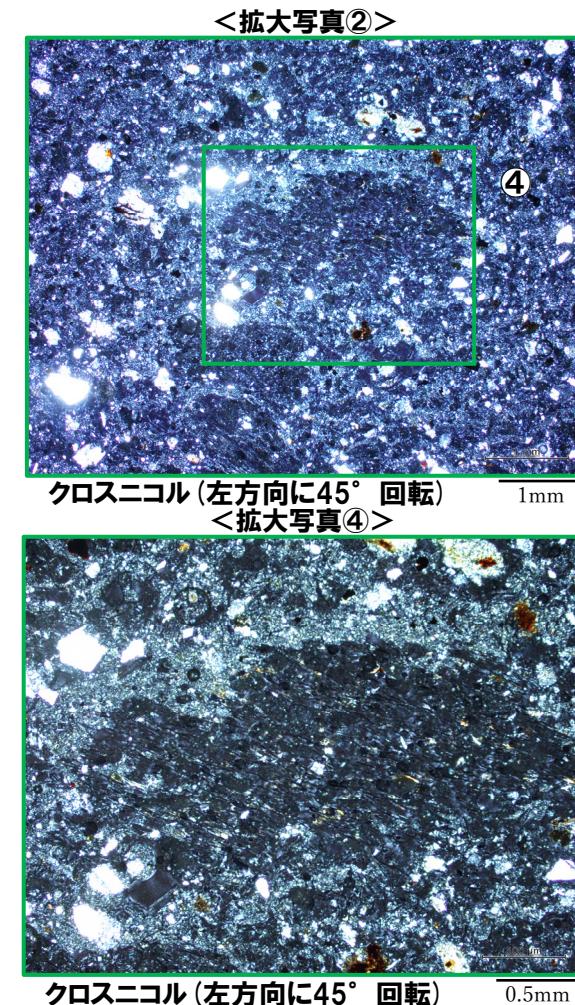
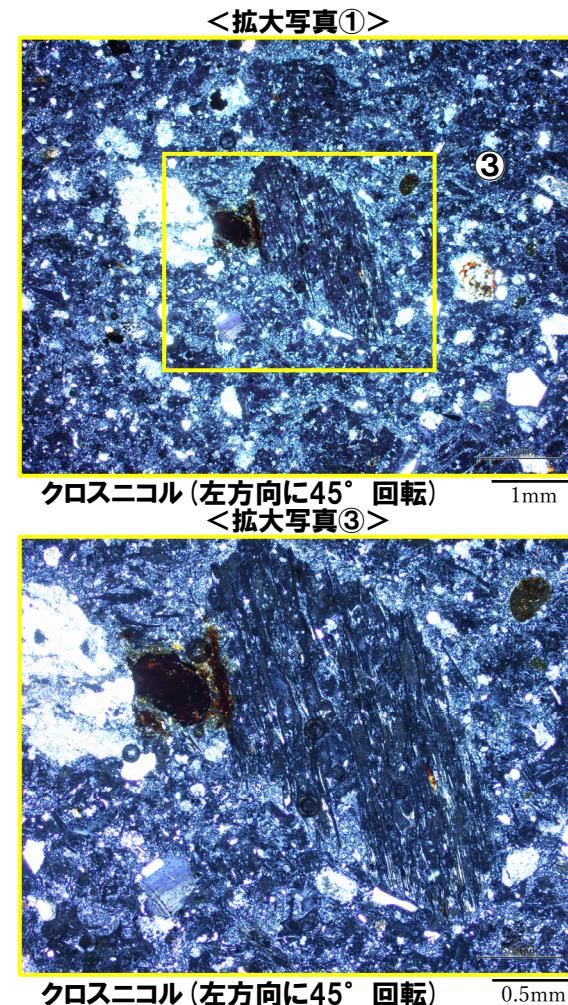
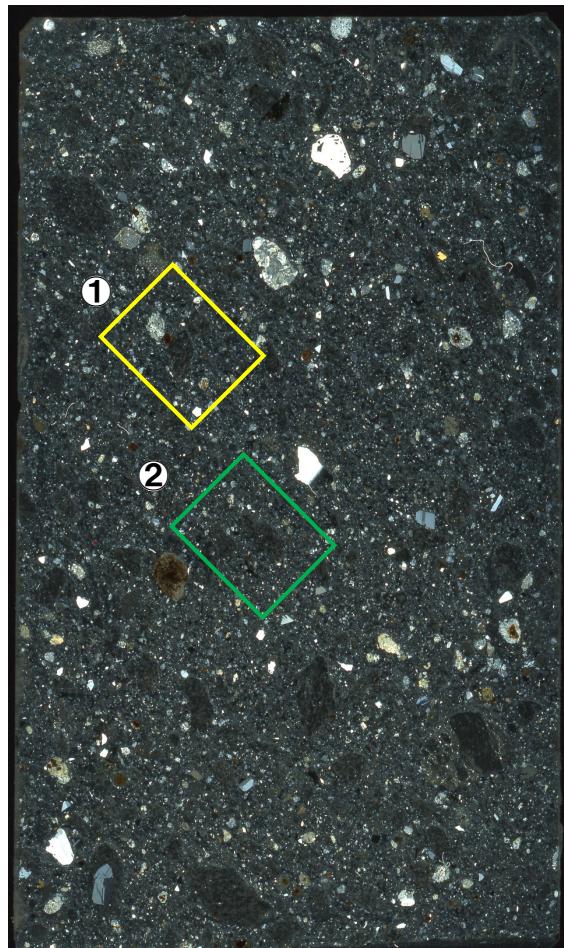


余白

1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

①-2 露頭①(薄片観察結果) (5/5)

再掲(R5/1/20審査会合)

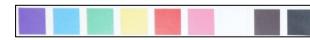


1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

②-1 A-1地点(ボーリングコア写真)(1/2)

一部修正(H28/2/5審査会合)

孔口標高:66.79m



コア写真(深度0~15m)



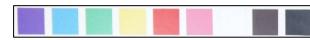
コア写真(深度0~2m) 別孔

1. 1 【敷地近傍(Ⅰ)】幌似周辺で実施した地質調査結果

②-1 A-1地点(ボーリングコア写真)(2/2)

一部修正(H28/2/5審査会合)

孔口標高:66.79m



コア写真(深度15~21m)

②-2 A-1地点（ボーリング柱状図）

一部修正(H28/2/5審査会合)

ボーリング柱状図(深度0~20m)

ボーリング柱状図(深度20~21m)

凡例

-  シルト
 -  砂質シルト
 -  磁混じりシルト
 -  シルト混じり砂礫
 -  凝灰角砾岩
 -  火山礫凝灰岩